

第5次計画		5次	4次	具体的な取組	目標 R1	実績 R1	目標 R2	実績 R2	計画比 R2	主な担当課
	(5)生産現場等の監視、指導	②②	②②	農業販売店への巡回調査の実施(件/年)	250	250	250	152	61%	農産課
		②③	②③	肥料生産業者への立入調査(件/年)	10	10	10	9	90%	農産課
		②④	②④	飼料等製造業者、販売業者への立入調査(件/年)	13	13	13	13	100%	畜産課
	(6)流通段階の監視、指導	②⑤	③②	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	40	39	40	40	100%	農政課
		②⑥	③③	食品表示巡回指導の実施(店舗数/年)	300	301	300	283	94%	農政課
		②⑦	③⑩	食品衛生監視機動班による食品営業施設の監視指導(件/年)	40	42	40	34	85%	生活衛生課
		②⑧	③①	食品衛生法に基づく食品等の収去検査の実施(検体/年)	750	750	750	462	62%	生活衛生課
		②⑨	③④	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導率(%/年)	100	100	100	95	95%	生活衛生課
	2 食の信頼感向上に向けた情報の提供と 府民の食に関する選択力向上	(1)府民と食品関連事業者の 交流による相互理解の促進	③⑩	⑤	きょうと食の安心・安全フォーラムの開催(回/年)	1	1	1	1	100%
③⑪			⑧	府民、食品関連事業者等との交流、意見交換(回/年)	5	4	5	1	20%	農政課
③⑫			⑨	府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会の開催(回/年)	5	5	5	4	80%	農政課
③⑬			⑩	食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会の開催(回/年)	5	6	5	1	20%	農政課
③⑭			⑪	学生等による食の安心・安全ヤングサポーターの養成(延人数)	30	24	60	56	93%	農政課
(2)府民の食に関する学習環境 の充実		③⑮	⑫	食の府民大学の講座の拡大(講座総数)	50	57	55	63	115%	農政課
		③⑯	⑬	リスクコミュニケーションの開催(回/年)	20	19	20	5	25%	農政課
		③⑰	⑭	府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介(回/年)	12	12	12	12	100%	農政課
		③⑱	⑮	様々な媒体を活用した適切な食情報の発信(回/年)	24	24	24	24	100%	農政課
(3)京都ならではの食文化の 継承と食を大切にする意識 の向上		③⑲	⑯	きょうと食いく先生による食文化伝承授業の実施(回/年)	30	41	40	40	100%	農政課
		④⑰	⑰	食育実践優良事例の紹介、普及活動の実施(回/年)	6	7	8	8	100%	農政課、文教課、保健体育課
		④⑱	⑱	食べ残しゼロ推進店舗(飲食店版)の認定拡大(店舗数)	200	69	300	74	25%	循環型社会推進課
		④⑲	⑲	食べ残しゼロ推進店舗(食品小売店版)の認定(店舗数)	100	53	150	58	39%	循環型社会推進課
		④⑲	⑲	食育宣言を行い、健全な食生活をおくる府民(延人数)	8,000	9,714	10,000	10,014	100%	農政課

目標達成率80%以上	32	74%
目標達成率80%未満	11	26%
計	43	100%

第 5 次京都府食の安心・安全行動計画に
基づく令和 2 年度施策の実績・効果につ
いて

令和 3 年 6 月

京 都 府

第5次 京都府食の安心・安全行動計画 数値目標一覧

1 新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成

(1) 安心・安全な食品を提供する事業者の育成

- ①HACCP、食品表示推進検討会の設置・開催（回／年）
- ②業種別の食品関連事業者向けHACCP研修会の開催（回／年）
- ③業種別の食品関連事業者向け食品表示講習会、相談会の開催（回／年）
- ④食品関連事業者内の食品表示指導者設置による自社内自主チェックの仕組み作り（登録人数）
- ⑤6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催（回／年）
- ⑥農薬講習会の開催（回／年）
- ⑦農薬管理指導士の養成（登録人数）
- ⑧自主的な残留農薬分析（検体／年）
- ⑨食品トレーサビリティに関する研修会の開催（回／年）

(2) 持続可能な農業の推進と食料の安定供給

- ⑩環境にやさしい農業の取組（エコファーマーの認定件数）の拡大（件）
- ⑪農業者向けGAP実践に係る研修会の開催（回／年）
- ⑫第三者認証GAP取得件数（件）
- ⑬気象変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施（延べ件数）

(3) 誰もが安心して食事ができる環境の整備

- ⑭食に携わるボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催（回／年）
- ⑮インバウンド等の食のおもてなし研修会の開催（回／年）
- ⑯食物アレルギーのある児童・生徒への個別取組プランの作成率の向上（％）
- ⑰きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店（登録店舗数）

(4) 緊急時の食の安心・安全の確保のための対応力の向上

- ⑰緊急時の食に関する対応研修会の開催（回／年）

(5) 生産現場等の監視・指導

- ⑱農薬使用者に対する使用指導（回／年）
- ⑲全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導率（％／年）
- ⑳全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導率（％／年）
- ㉑農薬販売店への巡回調査の実施（件／年）
- ㉒肥料生産業者への立入調査（件／年）
- ㉓飼料等製造業者、販売業者への立入調査（件／年）

(6) 流通段階の監視・指導

- ㉔食品表示における科学的検査の実施（検体／年）
- ㉕食品表示巡回指導の実施（店舗数／年）
- ㉖食品衛生監視機動班による食品営業施設の監視指導（件／年）
- ㉗食品衛生法に基づく食品等の収去検査の実施（検体／年）
- ㉘野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導率（％／年）

2 食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上

(1) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

- ㉙きょうと食の安心・安全フォーラムの開催（回／年）
- ㉚府民、食品関連事業者等との交流、意見交換（回／年）
- ㉛府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会の開催（回／年）
- ㉜食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会の開催（回／年）
- ㉝学生等による食の安心・安全ヤングサポーターの養成（延人数）

(2) 府民の食に関する学習環境の充実

- ㉞食の府民大学の講座の拡大（講座総数）
- ㉟リスクコミュニケーションの開催（回／年）
- ㊱府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介（回／年）
- ㊲様々な媒体を活用した適切な食情報の発信（回／年）

(3) 京都ならではの食文化の継承と食を大切にす意識の向上

- ㊳きょうと食いく先生による食文化伝承授業の実施（回／年）
- ㊴食育実践優良事例の紹介、普及活動の実施（回／年）
- ㊵食べ残しゼロ推進店舗（飲食店版）の認定拡大（店舗数）
- ㊶食べ残しゼロ推進店舗（食品小売店版）の認定（店舗数）
- ㊷食育宣言を行い、健全な食生活をおくる府民（延人数）

①

取組事項名	HACCP、食品表示推進検討会の設置・開催					
目指す姿	新しい法制度に事業者が確実に適応できることを目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	—	—	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	4 (計画比:100%)	4 (計画比:100%)	4 (計画比:%)
数値目標の 考え方	HACCPや原料原産地表示をはじめとする食品表示について効果的・効率的に食品関連事業者等に周知するため、食品業界団体等との検討会を四半期に1回開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>事業者へHACCP制度や食品表示制度の効率的・効果的な周知と定着の方法について食品業界団体等と検討した。</p> <p>【実績】</p> <p>○第1回検討会 令和2年6月29日 京都経済センター 出席者 (一社)京都府食品産業協会 3名</p> <p>○第2回検討会 令和2年12月4日 京都経済センター 出席者 (特非)食品安全ネットワーク 3名</p> <p>○第3回検討会 令和3年2月5日 京都府庁(オンライン会議)(㉔併催) 出席者 府内消費者団体6団体 計11名</p> <p>○第4回検討会 令和3年2月15日 京都府庁 出席者 (一社)京都府食品産業協会、京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会、京都府生活協同組合連合会、(特非)コンシューマーズ京都 計6名</p>					
実績による 効果	<p>事業者団体や食品衛生コンサルタント団体と、HACCP制度への対応に係る研修会(令和2年12月4日 31社42人参加)や食品表示等に係る研修会(④の取組)の内容、方法等について意見交換、事業者への周知をすることができた。</p> <p>また、それぞれの取組において、次のとおりアンケートで高い評価を得ており、府内事業者への新しい法制度への適応が進展した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP研修 制度が理解できた/とても理解できた 95% ・食品表示等研修会(④) 期待どおりだった/期待以上だった 100% 					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	多人数の会議はせず、小規模開催又はオンライン開催とした。					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

②

取組事項名	業種別の食品関連事業者向けHACCP研修会の開催					
目指す姿	新しい法制度に事業者が確実に対応できることを目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	25	25	計 画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実 績	25 (計画比:112%)	20 (計画比:80%)	25 (計画比:%)
数値目標の 考え方	府内の保健所で計25回/年を3年間実施します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 食品関連事業者を対象に、事業者自らが食品の特性に応じて、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画を立てて、実践できるよう、業種別に研修会を開催する。</p> <p>【実績】 20回(455名参加) 飲食店営業を中心とした小規模な事業者向けに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について説明を行い、自店舗における衛生管理計画作成の演習を実施した。 講習会終了後にアンケート調査や、質疑応答を実施することにより、参加者が一定理解していることを確認した。 その他、HACCPについて、全ての食品関連事業者約2万件に郵送通知し、法令遵守のため、個別相談に応じる等きめ細かく対応した。</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の研修会を中止とした。</p>					
実績による 効果	<p>HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について、小規模な事業者向けに広く周知することができた。</p> <p>・HACCPの理解度アンケート結果 4段階による自己評価 理解できた90%以上</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	マスク着用等感染防止対策を徹底した上で実施し、一部の講習会では、出席形式又は「YouTube」による動画視聴の選択形式で実施した。					
担当課	生活衛生課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

③

取組事項名	業種別の食品関連事業者向け食品表示講習会、相談会の開催					
目指す姿	食品表示違反が発生しないことを目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	6	28	計画	令和元年度 20	令和2年度 20	令和3年度 20
			実績	26 (計画比:130%)	11 (計画比55%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	府内5か所(4広域振興局単位と京都乙訓の地域。以下同じ)での食品表示講習会に加え、相談会や出前講座を実施します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 食品関連事業者を対象に、府内5か所でオンラインを活用した講習会や出前講座を実施し、複雑な食品表示を分かりやすく丁寧に説明した。</p> <p>【実績】 11回 参加者 247名+動画再生 3,573回 (参考: R元参加者 1,020名)</p> <p>○食の府民大学「食品表示講座」(YouTube)の活用 4回 8月10日参加者 50名、12月2日 約600団体 動画啓発 12月23日、3月8日 SNS登録者へ動画啓発 食品表示講座再生回数 3,573回(R2年4月~R3年3月)</p> <p>○食品表示出前講座 6回 参加者:食品関連事業者 197名 【丹後】 11月5日 51名、12月7日 6名、2月25日 41名 【中丹東】 12月9日 7名 【南丹】 3月17日 19名、3月19日 11名</p> <p>○食品表示指導者オンライン研修会 1回 2月25日 62名参加 ④併催</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症対策のため、出前講座の依頼が減少し、多人数による対面形式の講習会等を原則中止とした。</p>					
実績による 効果	<p>府内でオンラインを含め、講習会等を合計11回(参加者 247名+動画再生 3,573回)実施した。R元参加者 1,020名と比較し、動画再生を含めた参加者は増加し、適切な食品表示について広く周知することができた。</p> <p>・アンケート結果 よく理解できた/理解できた 100% 「多くの知識を習得できた」「動画は簡潔で分かりやすい」との声が寄せられた。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	<p>対面形式を避けるため、京都府食の府民大学「食品表示講座」(YouTube)の活用を啓発した。</p> <p>その他、感染防止対策を徹底した上で開催した。</p>					
担当課	農政課、健康対策課、生活衛生課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

④

取組事項名	食品関連事業者内の食品表示指導者設置による自社内自主チェックの仕組み作り					
目指す姿	食品表示違反が発生しないことを目指します。					
数値目標 (登録人数)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	64	77	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	80 (計画比:100%)	90 (計画比:111%)	100 (計画比:%)
数値目標の 考え方	食品表示の適正化とコンプライアンス（法令順守）に関する意識向上を図るため、事業者の内部監視制度として毎年10名程度を新規指導者として養成し、100名の登録を目指します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>食品製造事業者等、業種組合と連携して研修会を開催し、新たに食品表示指導者を認定するとともに、認定済指導者に対しては、年1回のフォローアップの研修を実施した。</p> <p>【実績】</p> <p>○食品表示指導者研修会（食品表示研修・コンプライアンス研修・専門研修） 令和3年2月25日（オンライン開催） 参加者：37社62名 食品表示指導者新規登録：14社20名</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示研修「新しい食品表示制度について」 講師：(株)角野品質管理研究所 代表取締役 角野久史氏 コンプライアンス研修「HACCP制度の義務化について」 講師：(株)角野品質管理研究所 代表取締役 角野久史氏 専門研修「京都府における食の安心・安全の取組について」 講師：農政課職員 					
実績による 効果	<p>事業者内で食品表示の指導的立場にある社員等を対象に研修会を実施し、次のとおり高い評価を得ており、食品表示をはじめとした制度への理解をさらに深めることができた。</p> <p>また、オンライン研修としたことで、これまでよりも参加者が多く、複数の事業者組合からの参加もあったため、多くの事業者のレベルアップとともに一部の業界全体の底上げを図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 期待どおりだった／期待以上だった 100% 次回も参加したい 100% 					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	対面形式を避け、オンライン開催とした。					
担当課	農政課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

⑤

取組事項名	6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催					
目指す姿	府内の生産者が、HACCPや食品表示等の新しい制度を理解し、適切な衛生管理の下、安心・安全に食の6次産業化に取り組んでいる。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
	-	2	計画	5	5	5
			実績	8 (計画比:160%)	11 (計画比:220%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	6次産業化に取り組む生産者が、HACCPや食品表示等の新しい制度に対応できるよう、府内5か所で研修会を開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容 1】 オンラインで、直売所に関連する加工業者等を対象に、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理研修を開催した。</p> <p>【実績】 ○Next「食の京都 TABLE」拠点育成事業 直売所研修会 HACCPの概要 3/9(オンライン)1回 参加者23名</p> <p>【取組内容 2】 ※適切な衛生管理、安心安全な6次化に向けた取組であるため⑩再掲 食品安全、労働安全、環境保全等を確保する取組であるGAP実践の普及拡大を目指し、GAPに取り組む意義や農業生産工程に潜むリスク評価やリスク管理についての理解を深めるため、農業者向け研修会を開催した。</p> <p>【実績】 参加者 GAP公開講座 2回 5名 GAPセミナー 1回 20名(オンライン研修:3会場同時配信) 普及C研修会 7回 107名</p>					
実績による 効果	<p>直売所に関連する小規模な農業者、加工業者等が、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に対応するための基礎知識を身につけることができた。(当日アンケート結果:満足度93%)</p> <p>GAP関連の研修会等を通じて、農業者の食品安全、労働安全等に関する理解が深まった。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	一部研修については、3密を避けるためオンライン研修を実施					
担当課	流通・ブランド戦略課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

⑥

取組事項名	農薬講習会の開催					
目指す姿	農薬を取り扱う事業者に対して講習会を行うことで、農薬の適正な使用を目指します。					
数値目標 (回 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	6	6		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	6	6	
			実績	6 (計画比:100%)	2 (計画比:33%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	府内の農薬取扱業者及び農薬管理指導士が最新情報を習得できるよう、府内5か所での農薬講習会と農薬管理指導士向け講習会を開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 農薬販売者、農薬使用者、農薬管理指導士等を対象に、農薬取扱講習会を1回、農薬管理指導士養成研修を1回、計2回開催した。</p> <p>【実績】 ・農薬講習会 1回 通信講座 10月～1月 ・農薬管理指導士養成研修 1回 集合研修 (1/21、1/22) (参考) R2年度 290名受講 (農薬講習会 261名、養成研修 29名) R元年度 379名受講 (農薬講習会 327名、養成研修 52名)</p> <p>【未達成の理由】 これまで府内5か所で開催していた農薬講習会は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、通信講座に変更して実施したことから、開催回数が減少した。</p>					
実績による 効果	<p>講習会の開催回数は減少したが、参加者数は昨年比で約8割の参加があり農薬の適正な使用を概ね周知することができた。</p> <p>今回の通信講座は、レポートを提出することを要件としており、受講者の考え方や意識を知ることができた。</p> <p>中には、「農薬販売に際し、高齢者には丁寧に情報提供している」「輸出先の残留農薬基準値の情報を注視している」「メーカーから取得した農薬情報を得意先に提供している」等、高い意識で農薬管理指導士として活動している意見も見られ、農薬適正使用の啓発が進んでいることを確認することができた。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	農薬講習会を通信講座に変更して実施。養成研修(集合研修)は、参加人数を制限し、感染症対策を講じた上で実施した。					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					


⑦

取組事項名	農薬管理指導士の養成					
目指す姿	農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を育成することで、農薬の適正な使用を目指します。					
数値目標 (登録人数)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	820	842		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	850	875	900
		実 績	850 (計画比:100%)	871 (計画比:99%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	毎年25名程度の農薬管理指導士を新たに養成し、登録人数を現状から約1割拡大します。農薬管理指導士の指導のもと、農薬の適正使用により、危害発生を防止することを目的としています。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験を開催した。 更新研修会は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、通信講座に変更して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬管理指導士養成研修 集合研修 (1/21、1/22) ・農薬管理指導士更新研修 通信講座 (R2年10/13～R3年1/18) <p>【実績】</p> <p>京都府農薬管理指導士登録人数 871名 うち 令和2年度 新規認定者等 21名 (新規20、転入1)</p> <p>(参考)</p> <p>令和元年度実績</p> <p>京都府農薬管理指導士登録人数 850名 うち 令和元年度 新規認定者等 29名</p>					
実績による 効果	新たに29人の認定者を得て府の農薬管理指導士は871人となった。国に報告する事業実績「農薬の不適切な販売及び使用の発生割合」は、令和元年度は6.5%であったが、令和2年度は5.3%となっており、周知や指導の徹底を図ることができた。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	農薬管理指導士養成研修は、人数を制限した上で開催(1/21、1/22)また、更新研修会は、通信講座に変更して実施した。					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑧

取組事項名	自主的な残留農薬分析					
目指す姿	府内産農産物の安全性の確保を目指します。					
数値目標 (検体/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	40 (茶)	29 (茶)	計	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	(野菜・茶・玄米)	(野菜・茶・玄米)	(野菜・茶・玄米)
			88 (計画比:94%)	88 (計画比:105%)	(計画比: %)	
数値目標の 考え方	自主的な検査を毎年計画的、継続的に実施します。					
取組内容・ 実績	【取組内容】 府内農業団体（JA京都中央会等）が、府内産農産物の安全性を確保するため、市場に出荷する前の府内産農産物を品目、産地、出荷時期、出荷量等を考慮して検体を集め、残留農薬の分析を実施した。 ○計画に基づく自主的な分析					
	品目	実施団体	R2実績(検体)	R2計画(検体)	計画比 (%)	
	野菜	JA京都中央会	42	40	105	
	茶	JA全農京都（茶市場）	32	30	107	
	玄米	京都米振興協会	14	14	100	
	計 (①)			88	84	104
	○状況に応じた自主的な分析					
	品目	実施団体	R2実績(検体)			
	野菜	JA全農京都	8			
		府内各JA	47			
玄米・ 豆・麦	JA全農京都	6				
	府内JA	12				
計 (②)			73			
自主的な分析総計 (①+②)			161	R1実績(検体)193 (参考) ①+②		
実績による 効果	農業団体による自主的な検査は、流通前に検査・確認を行うことで、万が一に基準値超過した農産物が検出されたとしても、流通させない対策が講じられている。2年度は、1検体の基準値超過を認めたが、栽培ほ場の作物を全て破棄し未然に市場出荷を止めることができた。また、再発防止に向けた農薬の適正使用について指導が徹底された。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	生産者から直接、検体を収集する府内JAでの野菜についての検査は、新型コロナウイルス感染症対策で接触を避けるため、検査数が減少した。					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑨

取組事項名	食品トレーサビリティに関する研修会の開催					
目指す姿	食品関連事業者の食品トレーサビリティに関する知識の向上を目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	6	28	計画	令和元年度 5	令和2年度 5	令和3年度 5
			実績	5 (計画比:100%)	4 (計画比:80%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	食品トレーサビリティの普及・啓発を目的に、食品関連事業者を対象にした研修会を府内5か所で開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 農林水産省食品トレーサビリティ動画 (YouTube)、マニュアルの活用を食品関連事業者向けに啓発し、オンライン研修を実施した。 農林水産省HP 食品トレーサビリティ (総論、各論の表紙をクリック) http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/ 農林水産省 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」</p>  <p>総論 各論 (製造加工) 各論 (小売)</p> <p>【実績】 4回 動画再生回数 約 2,500回 (令和3年3月時点) 8月10日 50名、12月2日 約600団体 動画啓発 12月23日、3月8日 SNS 登録者へ 動画啓発</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症対策のため、多人数による対面形式の講習会等を中止した。</p>					
実績による 効果	オンライン研修会として、農林水産省提供の動画を活用し、食品事故発生の際に迅速な食品の回収や原因究明に役立てるため、生産～出荷までの工程を記録する事の重要性が改めて認識された。 ・アンケート結果 よく理解できた/理解できた 100% 「大変勉強になった」との意見があり好評であった。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	対面形式を避け、農林水産省食品トレーサビリティ動画 (YouTube)、マニュアルの活用を食品関連事業者向けに啓発した。					
担当課	農政課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑩

取組事項名	環境にやさしい農業の取組（エコファーマーの認定件数）の拡大					
目指す姿	環境への負荷を低減する取組を行うエコファーマー認定を拡大することで、持続可能で環境にやさしい農業を目指します。					
数値目標 (件)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	1,559	1,619		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	1,670	1,740	1,800
		実績	1,166 (計画比:70%)	1,645 (計画比:95%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	毎年60件ずつ新規認定を拡大し、令和3年度に累計1,800件とします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 農業改良普及センターが市町村・農業団体等関係機関と連携して、生産者、生産者組織に対して個別指導や研修会の実施し、堆肥等の土づくりや化学肥料・化学合成農薬低減技術の導入支援を行うことで、環境にやさしい農業の入門編としてのエコファーマーの認定拡大に取組んだ。</p> <p>【実績】 エコファーマー累計数 1,645件 うち 新規認定件数 13件</p>					
実績による 効果	<p>低コストで比較的取り組みやすいことから、環境にやさしい農業の入門編として定着しており、平成13年の認定開始から累計1,600件を超える計画の認定を行うことで、環境にやさしい農業の推進をはかることができた。</p> <p>(参考) 京都府においては、今後、農業者の生産環境に応じた「環境にやさしい農業（有機農業、特別栽培農産物、環境保全型農業直接支払制度など）」について一層の推進をはかりたい。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	通常実施					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑫

取組事項名	第三者認証GAP取得件数					
目指す姿	農業者に対してGAPの第三者認証取得を進めることで、持続可能な農業の拡大を目指します。					
数値目標 (件)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	16	21		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	36	46	50
			実績	31 (計画比:86%)	36 (計画比:78%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	自らの経営判断としてGAP認証を目指す農業者の新規認証取得を2021年オリパラ開催まで年10件支援し、令和3年度に累計50件とします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 販路拡大や農業経営の改善など自らの経営判断として認証取得を目指す農業者に対し、農業改良普及センターのGAP指導員が農場のリスク評価や農場改善のアドバイスなど認証取得に向けての支援を行い、第三者認証GAPの取得拡大を図った。</p> <p>【実績】 認証取得累計 36件 うち 新規取得件数 5件</p> <p>【未達成の理由】 昨年度までは、認証取得支援事業（国庫）により取得が進んだが、令和元年度限りで廃止となり、認証取得を希望する農業者数が減少した。 意欲のある農業者は、GAPの研修会への参加や指導機関による助言を得て認証取得に取組んだが、その件数は少なく、目標に至らなかった。</p>					
実績による 効果	京都府国際水準GAP認証取得拡大事業を活用して7件がGAP認証を取得した令和元年度に比べ、新規取得件数は5件と減少したが、GAP認証制度はSDGsにも関連のある制度（食品安全の確保、環境保全の確保、作業者の人権福祉など）であることから関心も高く、意欲的な農業法人を中心に、着実に取組が進んでいる。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	GAP認証取得を後押ししたオリンピック・パラリンピック（オリパラ）が開催不透明となり、新規取得件数に影響した。					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

⑬

取組事項名	気象変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施					
目指す姿	気象変動等にも対応した安心・安全な府内産農林水産物の安定供給を目指します。					
数値目標 (延べ件数)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	4	4		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	5	6	7
		実 績	6 (計画比:120%)	6 (計画比:100%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	気候変動に対応するための試験研究を継続して実施して、3年間で7テーマに取り組みます。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発農地（丹後）における新規作物の導入 ・ 沿岸漁場環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価ほか4課題 <p>【実績】</p> <p>丹後地域の開発農地では、近年の厳しい夏の暑さにあっても安定した作柄の作物が求められている。令和2年度はレタス、ハクサイ、ニンジンの有望品種について栽培試験を実施した。</p> <p>漁場環境モニタリングについては、過去から継続して水深ごとの海水温の測定と今後の見込みを予報しており、温暖化の影響を因る際の資料となっている。</p> <p>以下、これらの課題を含め計6課題で気候変動に対応する技術開発を実施</p>					
実績による 効果	開発農地における有望品種の選択については、今後、現地の農業者による実証栽培を行い定着を図る。漁場モニタリングは、観測データを府HP上に公開しており漁業者が漁場を選ぶ際の参考となっている。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	感染防止のため施設公開を休止したことで、最新技術や研究情報の生産者への提供機会が減少したものの、生産者への情報提供の場である成績報告会については、感染予防を徹底した上で、開催規模の縮小やオンライン視聴の実施等で対応した。					
担当課	流通・ブランド戦略課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑭

取組事項名	食に携わるボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催					
目指す姿	食中毒や食物アレルギーによる健康被害などが発生しないことを目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	計 画	5	5	5
			実 績	26 (計画比:100%)	5 (計画比:100%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	子育てや高齢者サロンや災害時など、ボランティア活動で食事を提供する人や主催者を対象に、食中毒や食物アレルギー対策などについて学ぶ講習会を府内5か所で開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>子育てや高齢者サロンや災害時など、ボランティア活動で食事を提供する人や主催者を対象に、食中毒や食物アレルギー対策などについて学ぶ講習会等を開催した。</p> <p>【実績】 5回 110名</p> <p>【丹 後】 7月21日 社会福祉施設（ボランティア等含む）72施設 HACCP等の食品衛生に係るリーフレット配布</p> <p>【中丹東】 7月21日 出席者：食生活改善推進員リーダー等 10名 内 容：「食べて元気にフレイル予防」等</p> <p>【丹 後】 10月23日 出席者：食生活改善推進員等 82名 内 容：地産地消・食育事例（健康改善）</p> <p>【中丹西】 10月29日 出席者：食生活改善推進員等 10名 内 容：食中毒予防・食品衛生の基礎知識</p> <p>【山 城】 3月17日 出席者：食生活改善推進員リーダー等 10名 内 容：手洗い実習等</p>					
実績による 効果	<p>ボランティア活動による食事の提供は、通常、食品衛生監視員による衛生指導等が届きにくいところであるが、本講習会により食品衛生等に関する知識を広く周知することができた。食中毒等の健康被害を防止できることが期待される。</p> <p>・アンケート結果 よく理解できた/理解できた 95%</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	<p>少人数開催とし、感染防止対策を徹底した上で開催した。</p> <p>また、京都府食の府民大学「食品表示講座」(YouTube)を学習教材として紹介した。</p>					
担当課	農政課、健康対策課、生活衛生課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑮

取組事項名	インバウンド等の食のおもてなし研修会の開催					
目指す姿	観光関連事業者等のムスリム対応などについての意識を向上させます。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	4	5		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	5	5	5
		実 績	5 (計画比:100%)	1 (計画比:20%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	外国人観光客等が安心して京都の食を楽しめるよう、府内5カ所でムスリム対応やベジタリアン対応の研修会を開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 関係機関と連携し、観光関連事業者等を対象に、ムスリムやベジタリアン対応を含む多様な「食に関する制約」に対する研修会をオンラインで開催した。</p> <p>【実績】 1回 参加者 46名 日 程 1月27日(水) 京都市 参加者 46名(府内の飲食店、宿泊事業者等) 情報提供: 京都におけるインバウンドの動向について (京都市観光 MICE 推進室) 講 演: 「with コロナ時代の食トレンドをふまえた 食の多様化への対応セミナー」(株式会社フードピクト 菊池代表)</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン1回に集約した。</p>					
実績による 効果	<p>観光関連事業者等の食の多様化に対する意識を向上できた。 アンケート結果: 期待以上によかった/期待通り 94% 以下意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品のピクトグラムについて知ることができた。 ・国際化が進む中で多様化する食や文化を理解することができた。 ・万国共通のわかりやすい表示が最も大切なことだと再認識できた。 ・「制約」への対応は、付加価値を高めるチャンスでもあると感じた。 ・オンラインセミナーでクイズが入っているのが面白かった。 <p>【課題と改善策】 令和3年度もオンライン開催により、日本を代表する観光地京都として、安心して食を楽しめるように、ムスリムやベジタリアン以外の多様な「食に関する制約」に対する取組を進める。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	インバウンドの減少による影響を受けた事業者に配慮し、オンライン開催とするとともに、開催回数を5回から1回に集約した。					
担当課	農政課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑩

取組事項名	食物アレルギーのある児童・生徒への個別取組プランの作成率の向上(%)					
目指す姿	食物アレルギー事故が発生しないことを目指します。					
数値目標 (%)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	90%	82%		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	93%	96%	100%
		実績	86% (計画比:92%)	88% (計画比:92%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	すべての学校において府が推奨するマニュアルに基づく個別プランの作成を目標にします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 様々な機会を捉えて、府が推奨するマニュアルに基づく個別プランの作成を促した。</p> <p>【実績】</p> <p>① 5月1日現在で給食実施校（府内279校）に、令和2年度学校給食における衛生管理状況等調査を実施し、結果分析等を報告した。</p> <p>② 府内市町（組合）教育委員会と給食実施府立学校へ「学校給食衛生管理推進研修資料Ⅰ（学校給食衛生管理）Ⅱ（食物アレルギー対応）」を配布し、周知した。</p> <p>③ 新規採用の栄養教諭（6名）を集めて、10月20日京丹波町の瑞穂学校給食センターで現地研修を実施。</p> <p>④ 新規採用の栄養教諭に11月17日食物アレルギーを含む研修を実施。</p>					
実績による 効果	<p>① 学校給食関係者に学校給食における衛生管理状況の現状やその分析等を理解いただく機会となった。</p> <p>② 府内市町教育委員会と府立学校の学校給食関係者に学校給食の衛生管理と食物アレルギーの現状と対応について理解する機会となった。</p> <p>③ 新規採用の栄養教諭に対して、栄養教諭としての自覚を高め、職務について理解を深めた。</p> <p>④ 新規採用の栄養教諭に対して、アレルギー対応への理解を深めた。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	例年12月に学校給食関係者（約400名）を集め、食物アレルギーはじめ学校給食の諸課題を学習する機会として実施している「京都府学校給食研究協議大会」が感染症対策のため中止となった。そのため、食物アレルギーの対応を含む「令和2年度京都府学校給食研究会 研究活動報告・学校給食指導資料」を配付した。					
担当課	保健体育課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

取組事項名	きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店					
目指す姿	健康的で安全な食環境が整備されることを目指します。					
数値目標 (登録店舗数)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	4 5 8	7 5 7		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	8 0 0	8 0 0	8 0 0
		実 績	7 6 4 (計画比:96 %)	8 0 2 (計画比:100 %)	(計画比: %)	
数値目標の 考え方	飲食店 (28,698 店) の 2.5%の登録を目指します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>「エネルギー表示」、「野菜たっぷりメニュー」、「塩分ひかえめメニュー」、「アレルギー表示」に取り組む『きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店』を増加することで、府民自らが健康的で、安全な食習慣に取り組める環境整備を進める。</p> <p>【実績】</p> <p>店舗数：802店舗 (京都市595店舗、京都府内207店舗)</p> <p>平成30年度には大手コンビニ等の加入により増加し、令和元年度には保健所で実習を行う管理栄養士学生等と連携し加入促進を行い、さらに増加した。令和3年度もさらなる増加に向けて加入促進を行う。</p>					
			このステッカーが店舗の入り口に掲示されています。			
実績による 効果	<p>○店舗での表示やホームページにおける周知を行い、府民自らが健康を考えたお店選びに生かすとともに、飲食店の健康意識の向上を図り、健康的な食環境整備をすすめることができた。</p> <p>○応援店を府民が利用することで、健康的な食生活の実践に繋がっている。</p> <p>○アウトカム評価については、次回の京都府民健康・栄養調査（前回は平成28年度）において府民の野菜摂取量や食塩摂取量を確認する予定</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店の閉店に伴う応援店の減少が懸念される。					
担当課	健康対策課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	緊急時の食に関する対応研修会の開催					
目指す姿	食中毒や食物アレルギーなどが発生しないことを目指します。					
数値目標 (回 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	—	—	計画	令和元年度 5	令和2年度 5	令和3年度 5
			実績	17 (計画比:340%)	7 (計画比:140%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	府民のほか、自治体や団体職員等を対象とした、災害時の食の安心・安全に関する研修会を府内5か所で開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>災害時に備えた食料の備蓄や、食の安全確保対策について、平時から知識をしっかりと身につけておくことで、緊急時に適切に対応できる府民や職員を育てた。</p> <p>【実績】</p> <p>災害時等に備えた食の安全確保対策についての研修会を開催する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症及び食中毒に関する研修会</p> <p>【丹後】令和2年8月6日 飲食店営業者、自治体職員 40名</p> <p>【山城】令和2年8月24日 地域福祉活動団体代表者 40名</p> <p>【山城】令和2年9月18日 食品衛生指導員（飲食店営業者） 19名</p> <p>○災害時の食料備蓄・給食提供、災害時のガイドラインに関する研修</p> <p>【中丹】令和2年8月24日 特定給食施設従事者等 18名</p> <p>【中丹】令和2年9月7日～9月30日（動画視聴） 特定給食施設従事者等 24名</p> <p>【中丹】令和2年8月28日 特定給食施設従事者・管理者 11名</p> <p>【中丹】令和2年9月11日 特定給食施設従事者・管理者 8名</p>					
実績による 効果	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新たにテイクアウトを始めた飲食店等を対象とした食中毒の研修会により事業者の意識が向上した。</p> <p>また、特定給食施設等職員が災害時の食料提供等に関して知っておくべき知識やガイドラインを習得することで、万が一の際に、特定給食施設から府民に提供される食事の安全性を向上させることができた。</p> <p>・アンケート結果 よく理解できた／理解できた 89%</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	少人数開催とし、感染防止対策を徹底した上で、可能な限り開催する。 また、学習用動画を作成した。					
担当課	農政課、健康対策課、生活衛生課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input checked="" type="checkbox"/> その他（自治体職員、団体職員）					

⑱

取組事項名	農薬使用者に対する使用指導					
目指す姿	農業者に対して農薬の使用や保管状況を確認することで、生産現場の監視・指導を行い、食の安心・安全の確保を目指します。					
数値目標 (回／年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	175	200		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	200	200	200
		実 績	234 (計画比:117%)	268 (計画比:134%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	農薬使用者に対する適正使用調査を、府内5地域で毎年約40件ずつ 行い、農薬に係る危害発生防止に努めます。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 府内農業改良普及センターが、対象作物、地域等の重点目標を定め、定期的 に生産者の農薬使用状況を調査した。</p> <p>【実績】 農薬使用状況調査件数 268件 R2年 / 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都乙訓 29件 / 29件 ・山城 70件 / 58件 ・南丹 30件 / 30件 ・中丹 52件 / 53件 ・丹後 87件 / 30件 <p>(合計) 268件 / 200件 (うち、不適正使用指導件数 1件)</p>					
実績による 効果	農薬の不適正使用指導件数については、1件(昨年度4件)であった。 目標件数を超える調査を行うことができ、農薬取締法に基づく適正な使用 の徹底を図ることができた。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	新型コロナウイルス感染症に十分配慮し、対象作物や対象地域を網羅す るよう工夫して実施した。					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正指導率																																													
目指す姿	計画的に全畜産農家を年1回定期的に巡回することにより、動物用医薬品等飼養状況確認や指導や検査を行うことにより、安心・安全な畜産物の生産に寄与することや家畜伝染病の発生防止を目指しています。																																													
数値目標 (%/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画																																											
				令和元年度	令和2年度	令和3年度																																								
	100%	100%	計画	100%	100%	100%																																								
			実績	100% (計画比:100%)	100% (計画比:100%)	(計画比:%)																																								
数値目標の 考え方	全ての畜産農家に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。																																													
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 府内全畜産農家を計画的に巡回（農家巡回1回/年）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品や飼料添加物の適正使用 ・畜舎消毒等の飼養衛生管理基準の遵守 ・鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の検査や飼養衛生管理基準の遵守の点検を行い、発生予防と適正な畜産経営に取り組む。 <p>【実績】 畜産農家巡回実績 (R3. 3. 31 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>戸数※¹</th> <th>実績</th> <th>進捗率</th> <th>参考 頭羽群数※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>130</td> <td>130</td> <td>100%</td> <td>9,832</td> </tr> <tr> <td>家きん</td> <td>451</td> <td>451</td> <td>100%</td> <td>2,020,780</td> </tr> <tr> <td>豚・イノシシ</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>100%</td> <td>10,352</td> </tr> <tr> <td>馬</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>100%</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>綿山羊</td> <td>99</td> <td>99</td> <td>100%</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>みつばち</td> <td>94※²</td> <td>94</td> <td>100%</td> <td>887</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>871</td> <td>871</td> <td>100%</td> <td>2,042,697</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※¹定期報告 (R2. 2. 1)、※²検査数)</p> <p>※巡回等で飼養衛生管理に課題のある農家、農家から指導の要望がある農家については、引き続き、重点的な指導に取り組んでいる。</p>						畜種	戸数※ ¹	実績	進捗率	参考 頭羽群数※	牛	130	130	100%	9,832	家きん	451	451	100%	2,020,780	豚・イノシシ	53	53	100%	10,352	馬	44	44	100%	519	綿山羊	99	99	100%	327	みつばち	94※ ²	94	100%	887	計	871	871	100%	2,042,697
	畜種	戸数※ ¹	実績	進捗率	参考 頭羽群数※																																									
牛	130	130	100%	9,832																																										
家きん	451	451	100%	2,020,780																																										
豚・イノシシ	53	53	100%	10,352																																										
馬	44	44	100%	519																																										
綿山羊	99	99	100%	327																																										
みつばち	94※ ²	94	100%	887																																										
計	871	871	100%	2,042,697																																										
実績による 効果	<p>府内全畜産農家を計画的に年1回以上巡回することで、動物用医薬品や飼料添加物の適正使用について、全飼養農家の不適切な使用がないことを確認</p> <p>畜舎消毒等の飼養衛生管理基準の遵守を指導・点検することで、防疫対策が徹底され、また、鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の検査等により、監視体制を強化することで、これらの家畜伝染病の発生を認めなかった。</p> <p>なお、巡回等で飼養衛生管理に課題のある農家、指導を要望する農家については、随時重点的な取り組みとして、家保単独もしくは関係機関と連携し改善に向け取り組んでいる。</p>																																													
(参考) コロナ禍の 影響と対応	巡回職員の検温、マスク着用、手指消毒など感染防止策を徹底し実施																																													
担当課	畜産課																																													
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()																																													

②1

取組事項名	全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導率					
目指す姿	府内の全水産養殖業者において動物用医薬品等が適正に使用されることを目指します。					
数値目標 (%/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	100	100		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	100	100	100
		実 績	100 (計画比:100%)	100 (計画比:100%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	府内の全給餌養殖業者(25経営体)を対象に、水産用医薬品の適正使用や魚病の発生防止のため、年1回以上指導します。					
取組内容 ・実績	<p>府内の25経営体の給餌養殖業者全てに対し、関係機関(水産課、水産事務所、海洋センター)が連携し、水産用医薬品の適正な使用、養殖魚の飼育方法及び魚病対策等についての指導を実施</p> <p>給餌養殖業者数:25経営体 (海面 舞鶴市1、宮津市3、伊根町4、京丹後市2) (内水面 木津川市1、京都市8、南丹市1、京丹波町1、福知山市1、綾部市3)</p> <p>会議指導:4経営体(海面(宮津市1、伊根町3)) 巡回指導:8経営体(海面(宮津市3、伊根町2、京丹後市1)、内水面(南丹市1、綾部市1)) 資料配付による指導:25経営体(府内の全養殖業者)</p>					
実績による 効果	<p>府内の給餌養殖業者が生産した水産物について水産用医薬品の不適正な使用の報告はなく、食の安心・安全を確保している。</p> <p>また、指導によって抗菌剤のむやみな多用を防ぐことで薬剤耐性菌の出現を抑制し、魚病のまん延防止につながっている。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	職員の広域出張自粛による影響はあったが、方法は通常どおりで実施					
担当課	水産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

②

取組事項名	農薬販売店への巡回調査の実施																										
目指す姿	農薬販売業者を確認することで、販売状況の監視・指導を行い、食の安心・安全の確保を目指します。																										
数値目標 (件 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画																								
	199	200		令和元年度	令和2年度	令和3年度																					
			計画	250	250	250																					
		実績	250 (計画比:100%)	152 (計画比:61%)	(計画比:%)																						
数値目標の 考え方	府内にある全ての農薬販売店を4年で巡回することを目標とし、適正な販売について監視・指導します。																										
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 農薬販売業者に対して、農薬取締法に基づき、容器や包装に規定の表示のある農薬や特定農薬以外の農薬の販売の有無などの販売状況や、帳簿の整備状況等について巡回調査を実施した。</p> <p>【実績】 巡回調査件数 152件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績 / 目標</th> <th>改善指導件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・京都乙訓</td> <td>05件 / 85件</td> <td>00件</td> </tr> <tr> <td>・山城</td> <td>45件 / 60件</td> <td>07件</td> </tr> <tr> <td>・南丹</td> <td>27件 / 30件</td> <td>01件</td> </tr> <tr> <td>・中丹</td> <td>45件 / 45件</td> <td>00件</td> </tr> <tr> <td>・丹後</td> <td>30件 / 30件</td> <td>00件</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>152件 / 250件</td> <td>08件 [改善指導割合 5%]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【未達成の理由】 京都乙訓地域は、農閑期となる2月に集中して実施していたが、新型コロナウイルスの新規感染者数が急増し、2回目の緊急事態措置期間となったことから巡回調査を中止した。</p>							実績 / 目標	改善指導件数	・京都乙訓	05件 / 85件	00件	・山城	45件 / 60件	07件	・南丹	27件 / 30件	01件	・中丹	45件 / 45件	00件	・丹後	30件 / 30件	00件	(合計)	152件 / 250件	08件 [改善指導割合 5%]
	実績 / 目標	改善指導件数																									
・京都乙訓	05件 / 85件	00件																									
・山城	45件 / 60件	07件																									
・南丹	27件 / 30件	01件																									
・中丹	45件 / 45件	00件																									
・丹後	30件 / 30件	00件																									
(合計)	152件 / 250件	08件 [改善指導割合 5%]																									
実績による 効果	農薬販売店152店を巡回調査することができた。改善指導件数は、8件（昨年度は30件）で、内訳は帳簿保管不備3件、変更届未提出5件であり、改めて法に基づく適正な販売管理の徹底を図ることができた。																										
(参考) コロナ禍の 影響と対応	2年度に巡回調査が実施できていない98件については、令和3年度から25件ずつを加算し、4箇年かけて調査を実施する。																										
担当課	農産課																										
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()																										

②③

取組事項名	肥料生産業者への立入調査					
目指す姿	肥料生産業者の生産現場を確認することで、肥料の監視・指導を行い、食の安心・安全の確保を指します。目指します。					
数値目標 (件 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	6	5		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	10	10	10
		実 績	10 (計画比:100%)	9 (計画比:90%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	府内の肥料生産業者の1割を毎年調査し、肥料が適切に生産されていることを監視・指導します。					
取組内容・ 実績	【取組内容】 肥料生産業者に対して、肥料取締法に基づき、生産工程の確認や帳簿の整備状況等について、立入調査を実施した。					
	【実績】 立入調査件数 9件					
	実績 / 目標		改善指導件数			
	・山城	1件 / 2件	1件			
	・南丹	2件 / 2件	2件			
	・中丹	2件 / 2件	2件			
	・丹後	2件 / 2件	0件			
	・府庁	2件 / 2件	1件			
	(合計)	9件 / 10件	6件			
実績による 効果	肥料生産業者9件に立入調査を実施することができた。改善指導件数は6件で、昨年度の3件よりも増えたが、内訳は軽微な変更の未届(代表者の変更等)であり、改めて法に基づく適正な生産管理の徹底を図ることができた。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	感染防止策を徹底した上立入調査を実施した。 一部の地域では、立入検査を実施する際に緊急事態措置期間となり立入調査を中止した。					
担当課	農産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

②

取組事項名	飼料等製造業者、販売業者への立入調査					
目指す姿	府内飼料等業者全てにおいて飼料等が適切に取り扱われることを目指します。					
数値目標 (件 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	1 1	1 1		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	1 3	1 3	1 3
		実 績	1 3 (計画比:100%)	1 3 (計画比:100%)	(計画比: %)	
数値目標の 考え方	8年(法に基づく取引記録の保存年限)で全飼料等業者の調査を実施します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく取引記録の保存年限である8年で全ての飼料業者を調査することを目標とし、家畜飼料の適切な製造、販売を監視・指導するための調査を実施</p> <p>【実績】 飼料安全法に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正が令和3年4月1日に施行されることに備え、事前の点検を含め立入調査を実施 調査数：13件(山城1、南丹2、中丹1、丹後1、京都市等8) 指導数：0件</p> <p>参考 飼料関係業者数：106(令和3年3月末時点)</p>					
実績による 効果	府内の飼料等製造業者、販売業者を計画的に13件巡回し調査することで、飼料の安全性を確保することができた。 今後も引き続き実施することで、畜産物の安心・安全に努める。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	巡回職員の検温、マスク着用、手指消毒など感染防止策を徹底した上で、実施					
担当課	畜産課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

取組事項名	食品表示における科学的検査の実施					
目指す姿	食品表示違反が発生しないことを目指します。					
数値目標 (検体/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	40	39	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	39 (計画比:98%)	40 (計画比:100%)	40 (計画比:%)
数値目標の 考え方	産地偽装や適正表示を確認するため、毎年、府内で流通する食品4品目(各10検体)を目標に検査を実施します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 「国内・府内で過去に違反事例のあるもの」や「京都産ブランド農林水産物」を品目に選定し、科学的検査を実施した。</p> <p>【実績】 ○豚肉 産地(国産)判別 10検体(令和2年7月) 全て疑義なし ○シジミ 産地(国産)判別 10検体(令和2年9月) 全て疑義なし ○袋詰精米 品種判別 10検体(令和2年11月) 9検体疑義なし 1検体において他品種混入事例があり、速やかに現地において任意調査を実施。意図的でない混入(精米機の清掃不十分が原因)と判断し、混入防止を指導し、作業方法の改善を確認。 ○タマネギ 産地(国産)判別 10検体(令和3年3月) 9検体疑義なし 1検体において外国産混入の疑義があり、販売者が広域事業者であったため、近畿農政局が調査実施中</p>					
実績による 効果	<p>府内に流通する食品の多くが、適正な食品表示がなされていることを確認した一方、事業者の知識不足や気の緩みなどを原因とする意図しない不適正表示も確認した。</p> <p>当該事業者への指導はもちろんのこと、当該事業者が属する業界への周知の必要性などが改めて確認でき、今後の検討課題とすることができた。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	通常実施					
担当課	農政課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

取組事項名	食品表示巡回指導の実施					
目指す姿	食品表示違反が発生しないことを目指します。					
数値目標 (店舗数/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	280	296		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	300	300	300
		実績	301 (計画比:100%)	283 (計画比:94%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	府内5地域で60店舗程度ずつ巡回し、商品に名称や原産地等が表示されているかを監視・指導します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 京都乙訓及び各広域振興局単位で関係機関が連携し、スーパー・小売店等約300店舗を選定し、京都乙訓は年間44店舗程度、各広域振興局は年間64店舗程度に対して、原産地表示の欠落等の不適正表示の有無についてパトロールを実施した。</p> <p>【実績】 店舗数：283店舗（乙訓44、山城59、南丹64、中丹64、丹後52） 調査した食品数：15,298件（生鮮11,383件 加工3,915件） 不適正表示食品数：492件（生鮮332件 加工160件）</p> <p>【未達成の理由】 緊急事態宣言期間はパトロールを休止した。</p>					
実績による 効果	<p>食品15,298件の表示を確認した結果、不適正表示は492件（生鮮食品332件、加工食品160件）であった。不適正表示は、原産地表示の欠落等の表示不備であり、口頭及び文書指導により改善したほか、必要に応じて、後日改善の確認を実施した。</p> <p>食品表示について、事業者へ啓発・指導を行い、不適正表示の原因究明と再発防止につなげた。多くの事業者は適正表示により、正しい情報を消費者に伝えられていることが確認できた。巡回指導に加えて、制度の周知を強化し、不適正表示を未然防止に努める。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	巡回職員の検温、マスク着用、手指消毒など感染防止策を徹底した上で、調査を行った。緊急事態宣言期間はパトロールを休止した。					
担当課	農政課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

②7


取組事項名	食品衛生監視機動班による食品営業施設の監視指導					
目指す姿	食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。					
数値目標 (件/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	4 2	4 0		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	4 0	4 0	4 0
		実 績	4 2 (計画比:105%)	3 4 (計画比:85%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	大規模広域流通食品製造施設に対して、府内7か所の保健所の食品衛生監視員が機動班として計画的(南部20、中部10、北部10)に立ち入ります。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 大規模広域流通食品製造施設等に対して、保健所の食品衛生監視員が食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査等を実施した。</p> <p>【実績】 34施設に立ち入り検査を実施し、HACCPに基づく衛生管理の確認や収去検査を活用した効果的な衛生指導を行った。 (南部17施設、中部7施設、北部10施設)</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して、監視指導の一部を中止した。</p>					
実績による 効果	全ての施設において、直ちに食品衛生上問題となる事象は認められず、また事業者により「HACCPに沿った衛生管理」の定着が進められていることを確認した。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	食品衛生監視機動班による監視指導の一部を中止し、できる限り感染症対策を講じた上で実施した。					
担当課	生活衛生課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

⑳

取組事項名	食品衛生法に基づく食品等の収去検査の実施					
目指す姿	食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。					
数値目標 (検体/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	750	751		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	750	750	750
		実 績	750 (計画比:100%)	462 (計画比:62%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して残留農薬、添加物などの検査を実施します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 計画に従い、府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等について、保健環境研究所や、中丹西保健所において、残留農薬、アレルギー物質、食品添加物、放射性物質等の検査を実施した。</p> <p>【実績】 462 検体（計画比：62%）</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症対策及び検査機関の新型コロナウイルス検査体制確保のため、随時計画を見直し、一部の収去検査を中止した。</p>					
実績による 効果	食品衛生法及び食品表示法上、問題となる検体は確認されなかった。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	<p>新型コロナウイルス感染症対策及び検査機関の新型コロナウイルス検査体制確保のため、収去検査の一部を中止し、できる限り感染症対策を講じた上で実施した。</p> <p>※中止した収去検査検体数：288 検体</p>					
担当課	生活衛生課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

②

取組事項名	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導率					
目指す姿	食中毒などが発生しないことを目指します。					
数値目標 (%/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	計 画	100	100	100
		実 績	100 (計画比:100%)	95 (計画比:95%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	当該施設を年1回以上監視します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 野生鳥獣肉については、食用としての利活用がある一方、これらの肉には、E型肝炎ウイルス、腸管出血性大腸菌または寄生虫による食中毒のリスクがあることから、厚生労働省が、野生鳥獣の解体や調理時に守るべき衛生管理の方法等を示したガイドラインを作成しており、野生鳥獣肉の取扱いは、これらに従って衛生的に行う必要があるため、野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設に立ち入り調査を実施した。</p> <p>【実績】 95% (21件/22施設) 厚生労働省ガイドライン及び収去検査を活用した衛生的な処理方法等について指導を実施した。</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症拡大を考慮して、監視指導の一部を中止した。</p>					
実績による 効果	野生鳥獣肉を原因とする食中毒の発生事例なし。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	緊急事態宣言期間中においては、対象施設の監視指導を中止した。 マスク着用等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で監視指導を行った。					
担当課	生活衛生課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					



取組事項名	きょうと食の安心・安全フォーラムの開催					
目指す姿	府民と食品関連事業者等の交流を通じて相互理解の促進を目指します。					
数値目標 (回 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	1	1	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	1 (計画比:100%)	1 (計画比:100%)	1 (計画比:%)
数値目標の 考え方	食品関連事業者、消費者団体、行政が一体となり毎年1回開催します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 食の安心・安全について府民、食品事業者及び京都府が相互に理解することを目的として、京都府、食品関連事業者等の取組を紹介するとともに、意見交換を行いました。 開催の運営に当たっては、実行委員会を開催し、食品関連事業者、消費者団体と協力連携し企画・運営しました。</p> <p>【実績】 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実行委員会で開催方法の協議を重ね、オンラインを活用して開催しました。 「きょうと食の安心・安全フォーラム～信頼が支える京の食～」</p> <p>開催日：令和3年2月1日（月） 参加者：府民、関係者等 65名</p> 					
実績による 効果	<p>普段、一般の消費者が知る機会の少ない事業者の努力や思いを伝えることができた。 事業者は、質疑応答を通じて消費者がどのような意見を持っているのかを知ることができ、相互理解の促進を図ることができた。</p> <p>・アンケート結果 取組をととてもよく理解できた／理解できた 97%</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	オンラインと対面形式を併用する方法で準備をすすめていたところ、緊急事態宣言の発令に伴いオンラインのみの開催に変更					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	府民、食品関連事業者等との交流、意見交換					
目指す姿	府民の食の信頼感向上のために、食の安心・安全に取り組む食品関連事業者と府民との交流を通じて相互理解の促進を目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	5	8		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	5	5	5
		実 績	4 (計画比:80%)	1 (計画比:20%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	食の安心・安全に関する施策や取組について、消費者、生産者及び食品関連事業者による意見交換を府内5か所で開催し、相互理解を進めることを目標としています。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>食の安心・安全に関する施策や取組について、消費者、生産者及び食品事業者による意見交換会等を開催し、相互理解を推進しました。</p> <p>【実績】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実行委員会で開催方法の協議を重ね、オンラインを活用して開催しました。</p> <p>「きょうと食の安心・安全フォーラム～信頼が支える京の食～」(③0併催) 開催日：令和3年2月1日(月) 参加者：府民、関係者等65名</p> <div data-bbox="1002 1115 1412 1323" data-label="Image"> </div> <p>オンライン配信の様子</p> <p>【未達成の理由】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、各地域における対面型の意見交換会の開催を中止したため</p>					
実績による 効果	<p>事業者の発表と質疑応答を通じて、事業者と府民の相互理解が進んだ。</p> <p>・アンケート結果 取組をととてもよく理解できた/理解できた 97%</p> <p>【課題と改善点】</p> <p>令和3年度は、オンライン開催等の対面を前提としない計画とする。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	各地域における開催を中止。定員100名(会場50、オンライン50)であったが、緊急事態宣言の発令に伴い、オンライン開催のみに変更した。					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					


取組事項名	府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会の開催					
目指す姿	食に関する取組について意見交換を行い、府民の意見を取組に反映することを目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	5	5	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	5 (計画比:100%)	4 (計画比:80%)	5 (計画比:%)
数値目標の 考え方	府内の消費者団体と食に関する様々なテーマについて意見交換会を四半期ごとに開催し、府の施策や取組に反映します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 食に関する取組について府内の消費者団体等と意見交換を行います。</p> <p>【実績】 ○第1回【開催中止】6月に開催を計画していたが中止 ○第2回(開催日:令和2年8月27日(木)) テーマ:京都府食の安心・安全行動計画の取組状況について 大手スーパーと連携した中食世代の健康おぼんざいの普及について ○第3回(開催日:令和2年11月17日) テーマ:京都府農林水産技術センターの取組について 京都オリジナル早生良食味米新品種の育成について ○第4回(開催日:令和2年12月22日) テーマ:第4次京都府食育推進計画の策定について 京都府の水産物の安心・安全について ○第5回(開催日:令和3年2月5日) テーマ:京都府食品衛生監視指導計画について 第6次京都府食の安心・安全行動計画の策定について</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響で一部開催を中止したため</p>					
実績による 効果	<p>報告に対する意見等を検討し、それぞれの取組や計画に反映させることができた。また、参加者の評価も良く、府の取組への理解が深まったことで、今後も引き続き、適切な意見をいただけるものと思われる。</p> <p>・内容、時間等の総合評価(5点満点;各回平均) 4.2点</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	一部の開催を中止したが、可能な限りオンラインを活用し開催。					
担当課	農政課					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input checked="" type="checkbox"/> その他(消費者団体)					

取組事項名	食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会の開催					
目指す姿	食の安心・安全協働サポーターの食の安心・安全に関する知識や意識の向上を目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	5	5	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	5 (計画比:120%)	1 (計画比:20%)	5 (計画比:%)
数値目標の 考え方	府内5か所で年1回ずつ開催し、食の安心・安全協働サポーターに対し、食の安心・安全に関する最新情報を提供します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 食の安心・安全協働サポーター295名に対し、食の府民大学(35)の講座を案内し、食の安心・安全に関する最新情報を提供した。</p> <p>【実績】 ○案内文書を発送し、視聴レポートの任意提出を依頼(令和2年9月28日発送) 以下、主なレポートの要約(対象動画再生数 11,778回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座全般について 「生産者や事業者にも様々な決まりがあって、創意工夫をしていることを知り、視野が広がった」 ・調理力講座 食事のマナーについて 「配膳方法に新たな学びがあり、改めて食について考える機会になった」 ・食選力講座 ロコモティブシンドロームを予防する食事について 「運動、栄養、休養をバランスよく生活に取り入れ、楽しく過ごせるようにしたい」 <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響で対面形式を中止したため</p>					
実績による 効果	<p>「このような自由に学べる機会があるととても有意義」「足が悪く、外出が億劫なので、家で学べるのが良かった」との評価をいただき、対面型以外の方法によってもサポーターのスキルアップを図ることができた。</p> <p>【課題と改善点】 「リアルタイムの研修もあるといい」との声もあり、オンライン研修等の実施の必要性などの課題も明らかになった。令和3年度は、レポートのほか、オンライン研修等の受講によりスキルアップを図る。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	食の府民大学講座を各自視聴し、任意でレポート提出する方式に変更					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

取組事項名	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成					
目指す姿	将来を担う若者の食に関する意識の向上を目指します。					
数値目標 (延人数)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	計 画	30	60	100
			実 績	24 (計画比:80%)	56 (計画比:93%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	大学生等を対象に、食の安心・安全に関する知識を身に付けるための研修会等を開催し、毎年計画的に養成することを目標とします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>将来を担う若者が食に触れ、親しむ機会を増やし、食の安全、食文化及び食を大切する意識の向上を更に高めるために、京都府に多い大学生等を対象とした、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター登録制度」を創設するとともに、食の安心・安全や食育等に関する専門知識や府が実施している事業等に関する研修会等を開催し、食に関して高い意識を持つ大学生等を養成する。</p> <p>【実績】</p> <p><養成> 56名</p> <p>府内家政系の大学等を中心に7回のオンラインによるきょうと食の安心・安全ヤングサポーター養成研修を実施し56名の学生を登録した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学教員による情報提供 4回(6月3回、7月1回) ・府職員による情報提供 3回(10月1回、11月1回、12月1回) <p><活動></p> <p>登録者は、京都府食の安全・食育情報Facebook、Twitterの記事の受信と拡散、記事作成、食に関する研修会への参加等、主体的に学び参加できる活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きょうと食の安心・安全ヤングサポーターが作成した記事を京都府食の安全・食育情報Facebook、Twitterで発信 9回(ごはん日記、食エッセイ、郷土料理等) 					
実績による 効果	若い世代が食に触れ考える機会や主体的に参加し学ぶ機会を提供することができた。アンケート結果は、行政からのお知らせを定期的に受信することで正しい食の最新情報や行政の取組を知ることができてよかった、もっと色々な取組に参加してみたい等の意見があった。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	大学等の状況に応じてオンラインによる養成講座を実施					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他()					

取組事項名	食の府民大学の講座の拡大					
目指す姿	時間や場所にとらわれずに学べるツールとして、インターネット上の講座「食の府民大学」の拡大で府民の食に関する学習環境の充実を目指します。					
数値目標 (講座総数)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	29	43	計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			実績	50	55	60
			57 (計画比:114%)	63 (計画比:115%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	毎年5講座程度を新規開講し、計60講座を開講します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 新型コロナウイルス感染症の影響で、集合型イベントに参加しにくい中、食に関する情報を入手できるように、YouTubeを活用して講座を公開した。</p> <p>【実績】 ○食の府民大学講座作成・公開 6講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別講座「きょうと食いく先生導入のススメ」3講座 ・特別講座「食育シンポジウム～with コロナ社会の食を考える～」3講座 					
						
	きょうと食いく先生 導入のススメ		食育シンポジウム ～with コロナ社会の食を考える～			
実績による 効果	<p>これまでに開講した講座も含めて、令和2年度中に累計(H28.4～R2.3)の約52%に当たる計11,778回の動画視聴があったことから、新たな日常にマッチした食に関する情報提供となった。</p> <p>また、大学生や施設従業員の教育に利用するため、大学、高齢者施設等から9件の動画利用の申請があるなど、「食の府民大学」の情報は幅広く利用されており、自らが食を選択する力を養うことに繋がったと考えられる。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	新型コロナウイルス感染症対策で、会場集合型イベントからライブ配信と変更したイベントの収録動画を公開することで、視聴する場所や時間の制約がなくなり、会場の収容人数を超えた視聴数となった。					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	リスクコミュニケーションの開催					
目指す姿	食の安心・安全に関する最新の知見、科学的根拠や法令に基づく情報などのテーマでのリスクコミュニケーションを開催して、府民の食に関する学習環境の充実を目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	16	15		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	20	20	20
		実績	19 (計画比:95%)	5 (計画比:25%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	府民の関心の高いテーマを中心に、府内各地で毎年20回の開催を目標としています。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】5回 429名</p> <p>○「食品の表示を学ぼう」 開催日：令和2年10月23日（金） 会 場：京都経済センター（オンラインで同時開催） 参加者：48名（会場参加者17名、オンライン参加者31名）</p> <p>○「身近な食品のリスク～今日から知って、考えて、行動しよう～」 開催日：令和2年12月21日（月） 会 場：オンライン開催（Zoom）参加者：26名</p> <p>○きょうと食の安心・安全フォーラム（30再掲） 開催日：令和3年2月1日（月） 会 場：京都経済センター（オンライン開催）参加者：府民等65名</p> <p>○農薬取扱講習会（6再掲） 開催日：令和3年1月～3月（通信講座）参加者：261名</p> <p>○農薬管理指導士養成研修（6再掲） 開催日：令和3年1月21日、22日 参加者：29名</p> <p>【未達成の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響で一部開催を中止したため</p>					
実績による 効果	<p>対面型の開催が困難な中、オンライン等の活用により、5回429名の参加を得た。（参考：R元参加者800名/19回）</p> <p>アンケート結果は好評で、府民の食に関する理解醸成に効果があった。</p> <p>アンケート結果 とてもよく理解できたと理解できたの回答割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の表示を学ぼう：90% ・身近な食品のリスク：100% ・食の安心・安全フォーラム：97% <p>【課題と改善点】 オンラインは、参加者が同じ空間で考える過程を共有できないことから、今後、自ら考える過程を入れた取組となるよう工夫する。</p>					
(参考) コロナ 禍の影響と対応	新型コロナウイルス感染症対策のため、対面型のイベントを開催することが困難となり、一部中止したが、可能な限りオンライン等を活用して実施					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

取組事項名	府ホームページなどにおいて、府の施策・取組をわかりやすく紹介					
目指す姿	府民・食品関連事業者への食の安心・安全に関する取組情報などの的確な提供によって、府民の食に関する学習環境の充実を目指します。					
数値目標 (回 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	12	12		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	12	12	12
			実績	12 (計画比:100%)	12 (計画比:100%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	府の施策や行事の最新情報をホームページ「食の安心・安全きょうと」にわかりやすく掲載します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 府の施策や行事の最新情報をホームページ「食の安心・安全きょうと」に逐次掲載した。毎月1回点検を行い、必要な情報発信に努めた。</p> <p>【実績】 講習会の情報や検査結果等の最新情報を迅速に更新するとともに、毎月定期的に掲載内容の点検を行い、正確な情報発信を行った。</p> <p>○食の安心・安全きょうとホームページ http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/index.html</p> 					
実績による 効果	食の安心・安全の取組情報のホームページ「食の安心・安全きょうと」について、新着情報の更新や定期的な内容の見直しにより、年間を通じて約 67,200 回のアクセスがあり、府民、食品関連事業者への食の安心・安全に関する取組情報などを的確に提供できた。					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	通常実施					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	様々な媒体を活用した適切な食情報の発信					
目指す姿	食品関連事業者が発行するチラシやFacebookなどのSNSを活用して、食の安心・安全に関する取組などについて情報発信することで、府民の食に関する学習環境の充実を目指します。					
数値目標 (回 / 年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	計 画	24	24	24
		実 績	24 (計画比:100%)	24 (計画比:100%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	Facebook、TwitterなどのSNSを活用し、食の安心・安全に関する情報を毎月2回発信します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 ホームページにおける情報発信に加え、Facebook、TwitterなどのSNSを活用して、より効果的な情報発信を行った。</p> <p>【実績】 「京都府食の安全・食育情報」Facebook、Twitterで、食に関する情報や、イベントの開催案内等について毎月2回以上情報発信を行った。 配信内容については、興味を喚起することや伝わることを大切にして、SNSでの発信内容として、文字中心の情報から、コラムを含め画像中心の発信へ転換した。 原稿の作成に当たって、食の安心・安全ヤングサポーターに原稿作成を依頼するなど、若い世代の感覚と発信力を取り込んだ。</p>					
実績による 効果	<p>ホームページやメールマガジンなど、一方通行的な情報発信に加えて、SNSを活用することで、情報の受け手が情報中継点(いいね、リツイートなど)となって、より広い範囲に情報を届けることができた。</p> <p>効果的な配信時間(金曜日の午後6時)や、ホームページへの誘導効果等を把握することで、より効果的な情報発信へと改善することができた。</p> <p>○きょうと食の安全・食育情報 Facebook https://www.facebook.com/kyoto.shokuanzen.shokuiku</p> <p>○きょうと食の安全・食育情報 Twitter https://twitter.com/kyotopref_shoku フォロワー: Facebook 112名、Twitter 77名(令和3年3月末)</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によって生じた幅広い食に関する変化を踏まえながら、情報提供に取り組んだ。</p> <p>イベントの開催方法の変更など迅速な情報提供にも活用した。</p>					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	きょうと食いく先生による食文化伝承授業の実施					
目指す姿	子ども達が食文化等を継承し食を大切にする意識の向上を目指します。					
数値目標 (回/年)	29年度 実績	30年度 実績	年 度 別 計 画			
	27	29		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計 画	30	40	50
		実 績	41 (計画比:137%)	40 (計画比:100%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	府内学校等における「きょうと食いく先生」による授業を計画的に増やします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 京都には伝統に培われ、「和食」に代表される食文化が根付いているが、ライフスタイルの多様化等により、伝統的な食文化に親しむ機会が減り、食文化の伝承が途絶える懸念がある。 そのため、府内の学校等と連携のもと、きょうと食いく先生を派遣し、食文化伝承授業を実施した。 きょうと食いく先生の魅力を分かりやすく具体的に伝える動画を作成し、教育機関等に視聴案内チラシを配付した。</p> <p>【実績】 派遣回数：40回 内 容：丹後の食について学ぶ（講演） 京の食文化（講演） 出汁の取り方（実演） 包丁と食文化（体験） 宇治茶の基本（体験） 京漬物の歴史とぬか床作り（講話と体験） 味噌づくり（体験） など</p>					
実績による 効果	<p>子ども達の食文化に対する興味を深めることができた。 体験型授業の結果、子どもたちから「本格的な出汁はこんなに美味しいんだ!」、「今日のことを活かして家でも作ってみたい」、「今まで知らなかった地域の伝統に気づいた」という声が聞かれた。 きょうと食いく先生の紹介動画は、約800回視聴されており、「きょうと食いく先生」の認知度向上につながった。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	調理実習形式での授業が開催しづらいため、講演や実演形式での実施もすすめた。					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

取組事項名	食育実践優良事例の紹介、普及活動の実施					
目指す姿	食育優良事例を紹介、普及することで、全世代の府民が食に関して興味・関心を高めることを目指します。					
数値目標 (回／年)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	4	4		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	6	8	10
		実績	7 (計画比:117%)	8 (計画比:100%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	「きょうと食育事例集」の作成や食育に関する講習会を通じた優良事例の紹介・普及活動を、計画的に増やします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】</p> <p>関係課と連携し、食育の優良事例の紹介、普及の取組を実施した。</p> <p>【実績】</p> <p><農政課 4回></p> <p>8月「きょうと食いく先生」のPR動画の作成及びHP掲載</p> <p>8月1日「食育シンポジウム」において上記PR動画を上映</p> <p>9月28日 京都府食育推進連絡協議会及び交流会（TV会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：学校教育全体で食に関する指導を推進するために ・講師：武庫川女子大学 教育学部教育学科 准教授 藤本 勇二 <p>3月「きょうと食育事例集」の作成</p> <p><保健体育課 2回></p> <p>9月28日 京都府食育推進連絡協議会及び交流会（再掲）</p> <p>12月 京都府学校給食研究協議大会の中止に伴い、資料の配付</p> <p><文教課 2回></p> <p>5月 令和2年度「早寝・早起き・朝ごはん」推進校事業の募集</p> <p>9月「きょうと食いく先生」の食育支援事業の活用の周知</p>					
実績による 効果	<p>一般向けの「きょうと食育事例集」作成に加え、食育に携わる学校関係者等が集まる場で事例紹介を行い、幅広い波及効果を図ることができた。</p> <p>食育に携わる学校関係者から、「“きょうと食いく先生”について深く知ることができた」、「体験型食育の支援事業を自分の学校でも活用してみたい」との声があり、食に関して興味・関心を高めることができた。</p> <p>きょうと食いく先生の紹介動画は、公開後、約800回視聴</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	新型コロナウイルス感染症対策のため、京都府食育推進連絡協議会及び交流会は、オンライン会議として開催した。約400名の学校給食関係者が対象の「京都府学校給食研究協議大会」では資料提供にて実施した。					
担当課	農政課、保健体育課、文教課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

④

取組事項名	食べ残しゼロ推進店舗（飲食店版）の認定拡大					
目指す姿	食材を使い切る工夫等に取り組む飲食店を認定することで、府民の食を大切にする意識の向上を目指します。					
数値目標 (店舗数)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	16	50		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	200	300	380
			実績	69 (計画比:35%)	74 (計画比:25%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	対象となる飲食店の10%の認定を目指します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 府ホームページやラジオ等を通して、府民及び事業者へ啓発を実施。 また、保健所と連携の上、飲食店等に対し啓発を実施する他、関係団体及び府内の大手チェーン店に対して当制度について御理解及び御協力いただけるよう依頼を進めた。</p> <p>【実績】 店舗数：74店舗（平成29年度から開始 ㊦19、㊦5）</p> <p>【未達成の理由】 保健所と連携した認定制度の周知、京都府料理飲食業組合連合会の組合新聞（約3,000部）への記事掲載、京都府食品衛生協会（約3,700会員）やチェーン店等（3社）への依頼を行なったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり認定店舗数の増加が見込まれなかったため、引き続き依頼を行う必要があると考えられる。</p>					
実績による 効果	<p>業界団体に協力を得ることで広く周知を行い、飲食店側への意識向上につながった。また、保健所と連携した制度の周知が登録に結びついた。</p> <p>【課題と改善策】 飲食店においては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく認定数の拡大が困難であるが、府内各保健所、各種イベント及び府ホームページ等を通じた啓発だけではなく、引き続き業界団体等の協力を得ながら、またチェーン店等にも依頼を行い、認定拡大に取り組む。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	新型コロナウイルス感染症の影響が大きい飲食店では、経営の存続に強い危機感がある中、食品ロス削減等の取組が困難。					
担当課	循環型社会推進課（令和2年度から）					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

取組事項名	食べ残しゼロ推進店舗（食品小売店版）の認定					
目指す姿	家庭での食べきり使い切り等に取り組む食品小売店を認定することで、府民の食を大切にする意識の向上を目指します。					
数値目標 (店舗数)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	—	39	計画	令和元年度 100	令和2年度 150	令和3年度 200
			実績	53 (計画比:53%)	58 (計画比:39%)	(計画比:%)
数値目標の 考え方	対象となる食品小売店の10%の認定を目指します。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 府ホームページやラジオ等を通して、府民及び事業者へ啓発を実施。 また、保健所と連携の上、食品小売店に対し啓発を実施する他、関係団体及び府内の大手チェーン店に対して当制度について御理解及び御協力いただけるよう依頼を進めた。</p> <p>【実績】 店舗数：58店舗（平成30年度から開始 ㊦14、㊦5）</p> <p>【未達成の理由】 保健所と連携した認定制度の周知、食品スーパー（8社(83店)）やコンビニエンスストアチェーン店（3社）への依頼を行なったが、引き続きチェーン店を中心に個別にも依頼を行う必要があると考えられる。 なお、食品ロスの削減を推進するための取組として、コンビニエンスストアチェーン店（3社）との連携が進んだ結果、商品棚の手前にある商品の積極的な購入を促進する「てまえどりPOP」の設置や食品ロス削減に向けたポスター掲示などの店頭での啓発を実現することができた。</p>					
実績による 効果	<p>食品スーパー等チェーン店等に依頼することで広く周知を行い、食品小売店側への意識向上につながった。また、保健所と連携した制度の周知が登録に結びついた。</p> <p>【課題と改善策】 府内各保健所、各種イベント及び府ホームページ等を通じた啓発だけではなく、引き続き業界団体等の協力を得ながら、またチェーン店等にも依頼を行い、認定拡大に取り組む。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	通常実施					
担当課	循環型社会推進課（令和2年度から）					
対象者	<input type="checkbox"/> 消費者 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

④

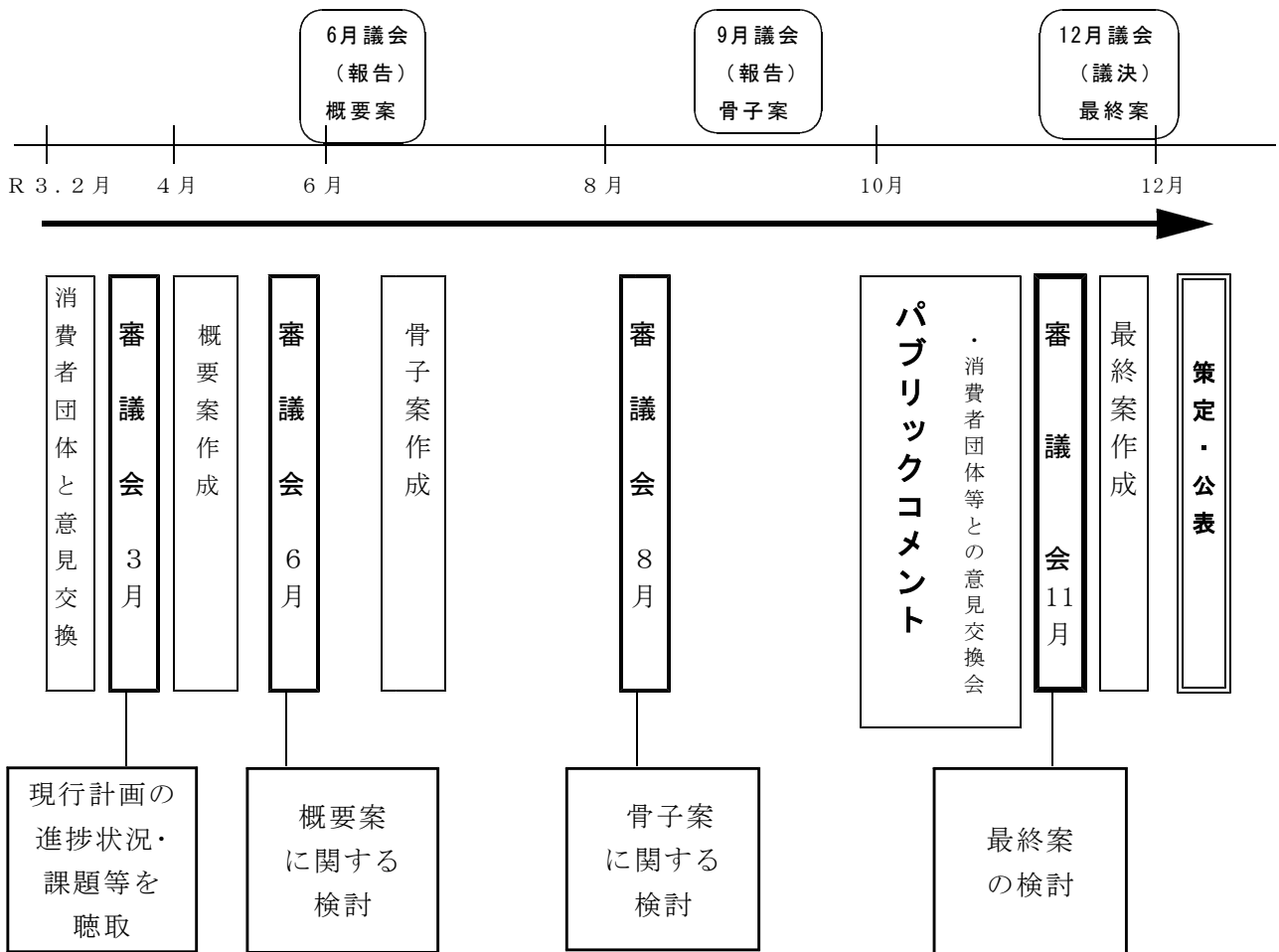
取組事項名	食育宣言を行い、健全な食生活をおくる府民					
目指す姿	府民が食について考えるきっかけづくりをすることで、府民の食文化、食を大切にしている意識の向上を目指します。					
数値目標 (延人数)	29年度 実績	30年度 実績	年度別計画			
	4,228	7,094		令和元年度	令和2年度	令和3年度
			計画	8,000	10,000	12,000
		実績	9,714 (計画比:121%)	10,014 (計画比:100%)	(計画比:%)	
数値目標の 考え方	府民の自発的な食育活動が促進されるよう、1年間で2,000人ずつ、平成28年度から累計して6年間で12,000人の府民が自らの食に関する目標を宣言することを目標とします。					
取組内容・ 実績	<p>【取組内容】 食に関するイベント等においてアンケートを実施して、府民自ら食に関する目標を宣言していただくことで、自発的な食育活動への取組を促進しました。</p> <p>【実績】 食育シンポジウム事前及び参加者アンケート：188名 リスクコミュニケーション参加者アンケート：35名（2回分） 食の安心・安全フォーラム参加者アンケート：34名 その他食に関する研修会等参加者アンケート：43名</p> <p style="text-align: center;">計 300名</p>					
実績による 効果	<p>「京都府食のみらい宣言・実践活動」の募集や対面型の大型イベントの開催が中止となり、例年の方法で宣言を集めることができなかった。</p> <p>そこで、コロナ対策で大規模なイベントが中止となる中、対象者や方法を工夫し、食に関する小規模なイベントにおいて、参加者アンケート方式によって、食に関するイベントと連動して、府民自らの食育活動の宣言を収集することで、府民が自らの食について、考える機会を提供した。</p> <p>「食の大切さについて、改めて、考える時間となった」等の感想があった。</p>					
(参考) コロナ禍の 影響と対応	新型コロナウイルス感染症のため、国公立私立学校で臨時休業等の対応があったことから「京都府食のみらい宣言・実践活動」の募集や表彰を中止した。また、対面型イベントの中止により、会場での募集もできなかった。					
担当課	農政課					
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他 ()					

第6次京都府食の安心・安全行動計画（令和4～6年度） の策定について（案）

1 策定の根拠等

- ・京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づき策定
- ・当該計画は、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に基づき、議会報告の上、府議会の議決が必要
- ・現在の行動計画（第5次・令和元年度～3年度）は令和3年度までの計画のため、次期計画を、令和3年度中に策定

2 策定スケジュール



（参考）京都府食の安心・安全推進条例～抜粋

（食の安心・安全行動計画）

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

「第6次京都府食の安心・安全行動計画」の策定について

第1章 食を取り巻く現状と課題

1 食を取り巻く現状

(1) 国における食品衛生法及び食品表示法の改正等

食品衛生法の改正により、令和3年6月から、HACCPに沿った衛生管理が制度
化され、同法及び食品表示法の改正により、食品等のリコール情報の届出が義務化さ
れる。

また、令和4年3月には、食品表示法に基づく加工食品の原料原産地表示に係る経
過措置が終了するなど、新たな制度への適応が必要となっている。

(2) 近年の食中毒の傾向

令和2年の全国食中毒統計では、アニサキスによる食中毒が最も多く、次いでカン
ピロバクター属菌、ノロウイルスとなり、近年、特にアニサキスによる食中毒が増加
しており、事業者への監視指導や消費者への啓発が必要となっている。

(3) 食品の提供主体・形態の多様化

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たにテイクアウトやデリバリー等を開
始する事業者の増加等、食品の提供主体・形態が多様化している。

府民への注意喚起とともに様々な提供主体への適切な衛生管理を行うための支援
や監視・指導・検査等の実施が必要となっている。

(4) 情報収集の多様化

ホームページ、SNSや啓発動画の配信等、情報収集手段が多様化しており、
様々な媒体を活用して分かりやすく、迅速かつ適切な情報発信が求められている。

2 第5次行動計画の成果と課題

以下の2つの施策の柱と目指す姿のもと、43の施策に取り組んだ。

	施策の柱	目指す姿
①	新たな法制度に適応できる事業者等 の育成	食中毒、食物アレルギー事故、食品 表示違反等が発生しないこと
②	食の信頼感向上に向けた情報提供と 府民の食の選択力向上	食の安心・安全について理解する府 民が拡大すること

(1) 成 果

<数値目標の達成状況>

令和元年度は、43の施策のうち、数値目標に対して80%以上達成した施策の割合は93%であった。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたため、数値目標に対して80%以上達成した施策の割合は74%であったが、オンライン会議の活用や動画のインターネット公開など「新たな日常」に対応して施策を実施した。

<目指す姿の実現状況>

- ① 府内（保健所設置の京都市を除く）では、悪質な食品表示の違反等の発生は無く、食中毒（R1年度：7件、R2年度：4件）の発生時には、速やかに原因究明のために必要な調査や事業者への衛生指導を行い、府民の健康被害の拡大を抑えることができた。
- ② リスクコミュニケーションや消費者と生産者との交流会等において、令和元～2年度に約1,500名（うちオンライン等約400名）の府民参加があり、食の府民大学等の学習動画は、約17,000回再生された。府民アンケートでは、府の食の安心・安全について、「安心」・「どちらかといえば安心」が89%（1,151/1,300）で、食の安全への理解が進んだ。

(2) 今後の課題

<新しい生活様式への対応>

新型コロナウイルス感染症の影響等により、テイクアウト等を開始する事業者の増加等、食品の提供主体・形態が多様化しており、食品の適切な衛生管理を行うための監視・指導等が必要となっている。

<新たな法制度への適応>

食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理、同法及び食品表示法の改正による食品等のリコール情報の届出、食品表示基準の改正による加工食品の原料原産地表示等の新たな制度への適応が必要となっている。

<府民参画・情報提供の強化>

交流会等のオンライン参加や食の府民大学の動画活用の拡大等、食の安心・安全に関する府民の参画方法の変化に対応するため、ICTを活用した情報提供が必要となっている。

第2章 計画の基本的な考え方

めまぐるしく変化する食を取り巻く状況に対応するため、令和4年度から3年間を対象期間とした行動計画を定め、「新たな日常」に対応しながら、「食の安全性確保に向けた

監視・検査等の実施」、「食の安全性確保に向けた自主的な取組の促進」、「食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解の促進」の取組を通じて、府民の食に対する安心感を高める。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

第3章 取組の展開

1 「新たな日常」への対応

WITH・POST コロナ社会への対応を共通の観点として、以下の施策の3つの柱を推進する。

2 施策の3つの柱

(1) 食の安全性確保に向けた監視・検査等の実施

「新たな日常」における食品の提供主体・形態の多様化に対応するため、健康被害の防止と適正な食品表示の推進に向けた監視・指導・検査等を着実に実施する。

(2) 食の安全性確保に向けた自主的な取組の促進

食品の生産から販売に至る各段階における安全性向上のため、新たな制度に関する食品関連事業者等のICTを活用した研修機会の提供により自主的な取組を促進する。

(3) 食の信頼感向上に向けた情報発信と府民、事業者等との相互理解の促進

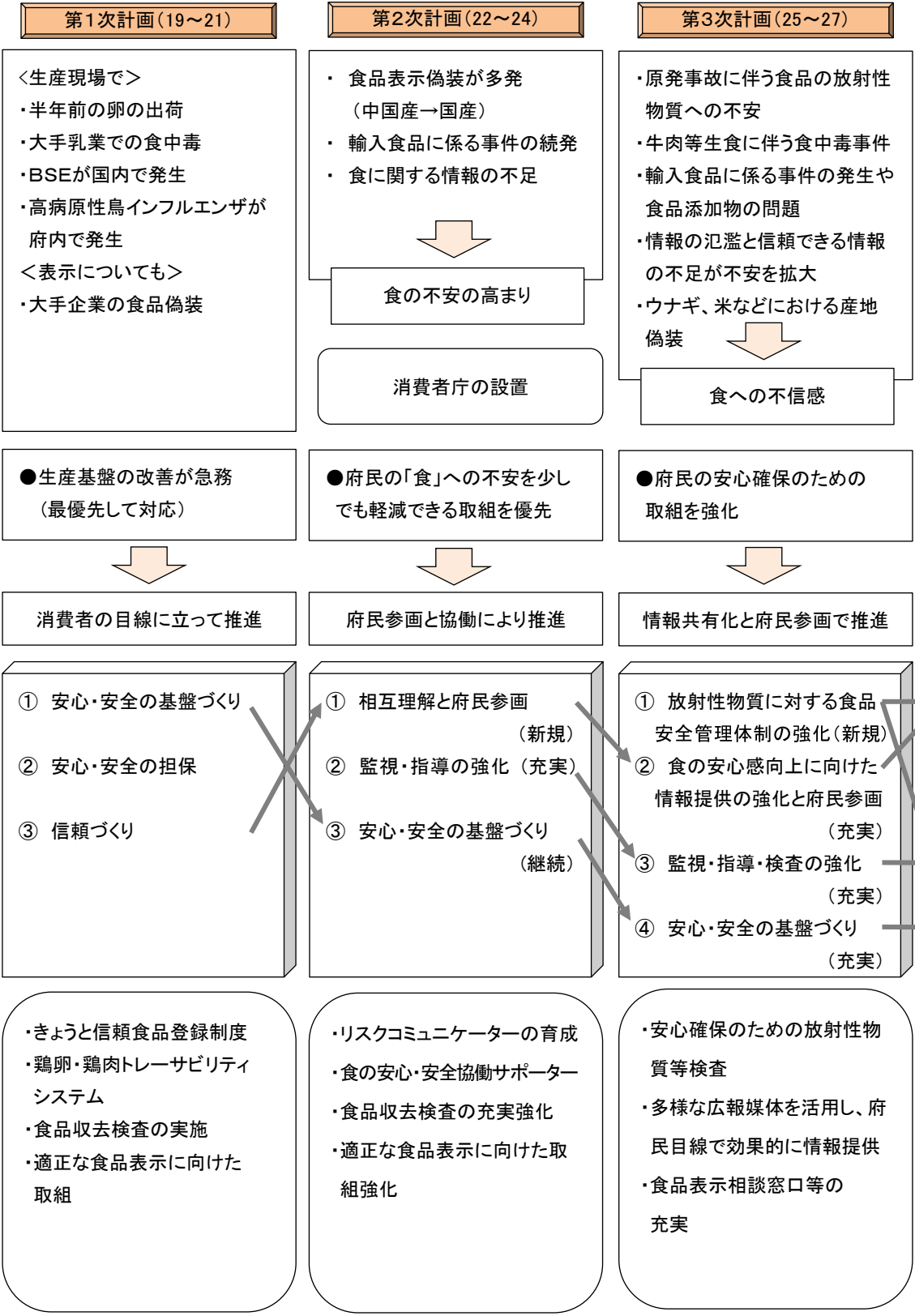
食への信頼感向上のため、動画やオンラインシステムの活用により食の安心・安全の取組を分かりやすく情報提供し、府民と食品関連事業者等の交流で相互理解を促進する。

第4章 行動計画の管理・公表

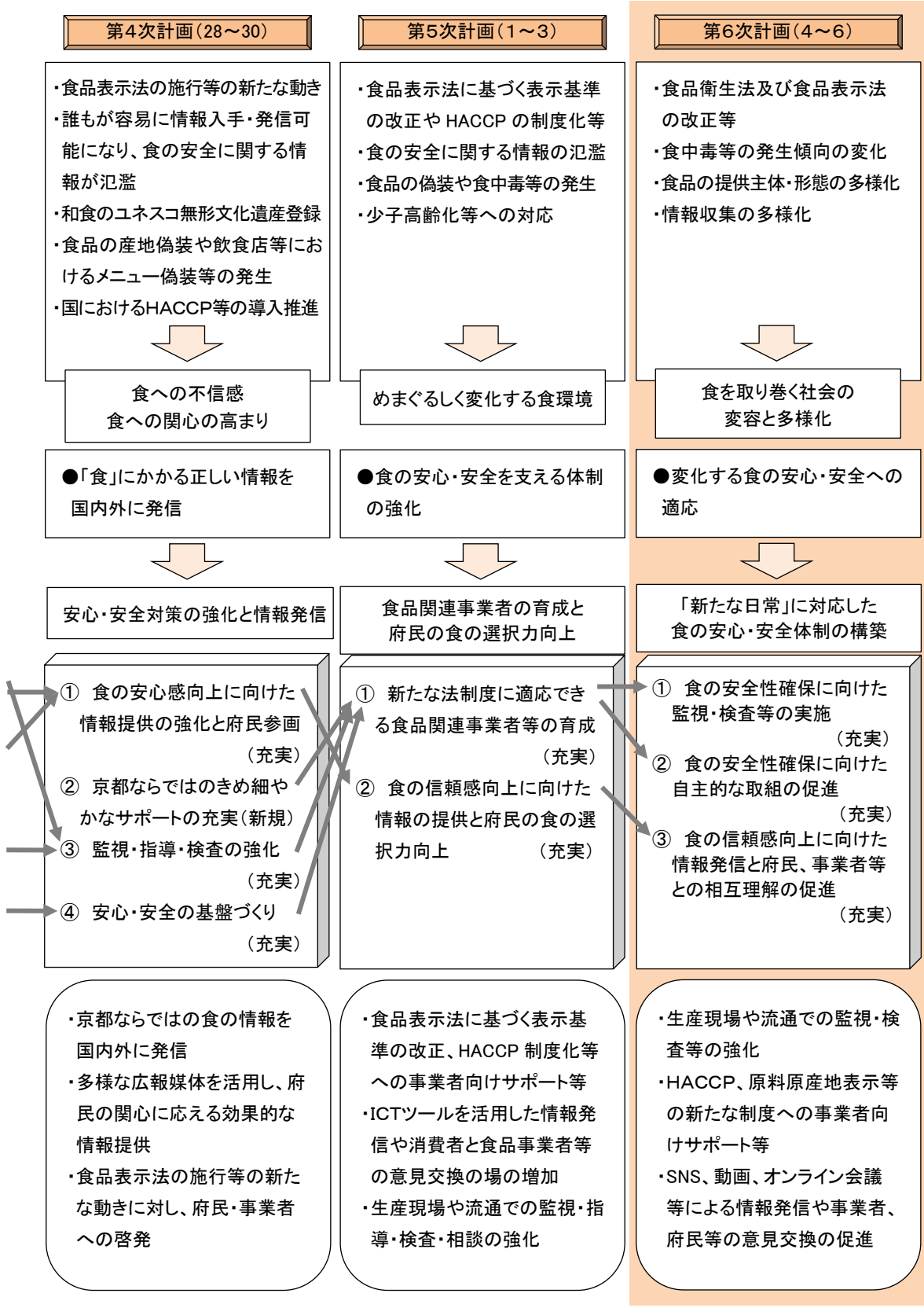
食の安心・安全推進条例に基づき、毎年、行動計画に係る施策の実施状況を取りまとめ、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表する。

なお、評価の結果や社会情勢等を踏まえ、施策の内容、実施方法等に変更が必要な場合は、見直しを行う。

京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～3次



京都府食の安心・安全行動計画の推移 第4～6次



第6次京都府食の安心・安全行動計画の策定について

R3.3 審議会における主な意見

Q・・・質問、A・・・回答

○全般

食の安心・安全の考え方

Q1 審議会の「食の安心・安全」という名称は、審議会発足時と状況が異なる中で適切か。対象が食の安全以外のことも含む食全般になってきているのではないか。

A1 次期第6次の「京都府食の安心・安全行動計画」の所掌範囲については、安全な食品の生産・製造、食品に関する検査・監視、消費者・食品関連事業者と行政の相互理解に向けた取組など、食の安心・安全に関する事項とする方向で検討を進めたいと考えています。一方、食文化継承の取組は食育推進計画、食品ロス削減の取組は令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画において所掌されることから、これらの計画との役割分担を整理したいと考えています。

○食を取り巻く現状

通販・フードバンク

Q2 インターネット販売、フードバンク、フードドライブ等、様々な経路で動く食品の安全についても配慮が必要ではないか。

A2 インターネットや広域流通する食品への対応については、引き続き、国や他自治体と連携して監視指導等を行います。

リスクミ・府民参加

Q3 リスクコミュニケーションが実施されているが、食について関心の高い人の参加が多い。人生100年時代の健康保持のため、減塩、健康食品による健康被害、ゲノム編集食品について、府民が誰でも参加しやすく理解できる場が必要

A3 引き続き、社会情勢の変化や消費者の需要に応じたリスクミ等を行うなど、府民が誰でも参加しやすく理解できる取組とします。健康食品等の利用に関する講習会は、出前語り・専門職員派遣により、府内各保健所及び保健環境研究所において実施しています。

輸入食品

Q4 輸入食品の安全確保は基本的には国が対応し、府の対応はあまりないのではないか。

A4 輸入食品については、国（検疫所）による水際対策が基本となりますが、実際に府内に

流通する輸入食品の収去検査を行うことで、より確実に違反食品の排除のための措置を講じることができ、もって府民の安全確保をより担保することができます。

ハラール・ベジタリアンに関する研修

Q5 ハラール、ベジタリアン等は、国や人によっても基準が異なるため、京都版としての認定が必要ではないか。

A5 過去のハラール等についての研修は、飲食店等が食材等の情報を発信することで、利用者が選択できることが大切という趣旨で開催しています。

また、食に関する習慣は多様であることから府で基準を示すことは考えていません。

SDGs・食品ロス・エシカル消費・水産資源管理

Q6 「4 物流の国際化・価値観の多様化」の SDGs、食品ロス削減、エシカル消費、水産資源管理は、時代が進み持続可能な社会に向けて取り組む課題として認識され、広く行政、企業等々で取り組まれている。「物流の国際化・価値観の多様化」と捉えるのではなく、例えば「持続可能な社会の実現の視点」とし、その中に水産エコラベルが含まれると思われる。

A6 SDGs、食品ロス削減等は、「国際化・価値観の多様化」に限らず、水産エコラベルも含めて、「持続可能な社会の実現の視点」とし、「食を取り巻く現状」の項目に整理します。

○必要な取組

食の府民大学・情報発信

Q7 消費者にとって、食の安全をはじめとした食に関する行政からの正確な情報は重要です。農薬等の事業者研修においても、復習が可能で理解レベルの向上が期待できる動画配信を活用してはどうか。「食の府民大学」の講座数の増加、内容の充実など動画を重要な位置付けとしてはどうか。

また、広報、情報発信については、従来に関連団体等へのお知らせから、必要とする個人が情報を取りに行くように変化していることや、インターネットでの食品購入は消費者力が必要なことを踏まえると、HP の整備も重要

A7 社会情勢に応じた正確な情報発信を行います。「食の府民大学」、YouTube による動画配信、HP 等を通じて、誰もが容易に利用できる方法を検討します。

協働サポーター・ヤングサポーター

Q8 食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターの活躍を期待するのであれば、有償を検討してはどうか。

A8 食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターについては、食の安心・安全の知

識を広く気軽に情報交換いただくため、ボランティアでの取組としています。
有償での活用について、御意見として承知しました。

地球温暖化・SDG s

Q9 地球温暖化による異常気象や災害等の対策も必要だが、食を通したエネルギーの地域循環、環境教育や地産地消も CO2 排出抑制において重要視されている。

また、SDG s に沿った政策を作る流れも流行しており、検討してはどうか。

A9 次期 6 次計画に向けて、食の安心・安全の所掌範囲や第 4 次食育推進計画、令和 3 年度策定予定の食品ロス削減推進計画や府の他計画との役割分担の整理を検討します。

SDG s を踏まえた考え方についても検討します。

第6次京都府食の安心・安全行動計画の策定について
R3.2 消費者団体（*）との意見交換会における主な意見

Q・・・質問、A・・・回答、O・・・意見

消費者向け啓発

Q1 腹痛や下痢等の食の事故は、飲食店等よりも家庭において発生しやすいと思う。食品の扱い方など、親から子へと家庭内での伝承が少なくなっている傾向もある。一般の消費者に対する啓発はどのように行われているのか。

A1 食中毒に対する注意を促すお知らせを行っているほか、「食の府民大学」として、食中毒に関するものを含め、食の選択力を向上する動画を公開し、府民に向けて啓発している。

通販・輸入食品

Q2 近年、ネット通販等を利用して、海外のものを含め、食品を取り寄せる事例が増えている。取り寄せられた食品の検査は、どのような体制で行われ、どの部局が責任を負っているのか。

A2 通販サイトで販売されている商品に貼付されている食品表示は、食品表示法の適用を受ける。優良誤認表示等は、景品表示法に抵触する可能性がある。

食品衛生上では、輸入食品についても収去検査を実施している。また、食中毒や異物混入などは、製造者が責任を負うこととなり、管轄の保健所が調査に入る仕組みになっている。

アレルギー

Q3 お子さんに食物アレルギーがあるお母さん達を対象に料理教室を開催しているが、アレルギーについて更に勉強したいという声をよく聞く。しかし、アレルギーに関する知識の啓発は、各自治体の足並みが揃っておらず、学校の対応等にも差異がある。京都府として、統一した施策を講じていただけないか。

A3 アレルギーは、行動計画の中でも、児童生徒への個別取組プランの作成率の向上という形で取組を進めている。取組主体である教育庁とも協力して、更に強化していきたい。

また、アレルギーに関する一般的な情報であれば、個別に保健所に問い合わせいただいてもお答えができる。

さらに、京都府職員の「出前語らい」制度で、学校単位、子ども食堂単位などでアレルギーに関する勉強の機会であれば、最寄りの保健所に相談いただければ対応できる。

ヤングサポーター

Q4 食の安心・安全ヤングサポーターについて、5次計画から新規で始められて期待をしている。今現在の登録者数や、第6次計画でも継続されるのかについて、今現在の考えをうかがいたい。

A4 現在の登録者数は56名で、今年度の目標人数60人に対しては現段階で93%の達成率となっている。今年度は大学において、オンライン授業が多く、養成研修会もリモートで開催するなどして養成を進めている。

次期計画に継続して目標に掲げるかは現段階では検討中だが、令和3年度までの目標人数は合計100人となっており、今後更に養成を進めていく。

エシカル消費

01 最近の消費者教育においては、エシカル消費が重要になっている。新しい学習指導要領では、持続可能な社会の担い手をつくるのがクローズアップされており、学校教育の場においても、エシカル消費は重要性を増している。当団体においても、エシカルコーナーを設けるなどの取組を行ってきたが、十分とは言い難い。事業者にとって、エシカル消費は選択肢に入りにくい。エシカル消費は、啓発していくと思うが、別の角度からも進めていく必要があるのではないかと考えている。

ゲノム編集食品

02 次期計画で取り上げるべき事項について、昨今、ゲノム編集技術応用食品が話題になっており、既に製品化されているものもあると聞くので、食の信頼感の更なる向上の中に取り入れてはいかがか。

また、現行の柱に付け加えるとするならば、エシカル消費やエシカルな食というのが、これからの時代では大事なことだと思うので、SDGsと絡めた方向性の柱をつけ加えてはどうか。

(*) 消費者団体

京都府生活協同組合連合会

NPO 法人コンシューマーズ京都

NPO 法人京都消費生活有資格者の会

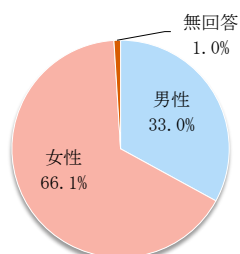
令和2年度食の安心・安全アンケート結果について

実施期間：令和3年3月

回答人数：616人

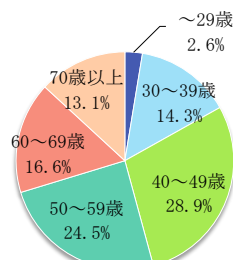
対象者：京都府広報モニター

回答者の属性



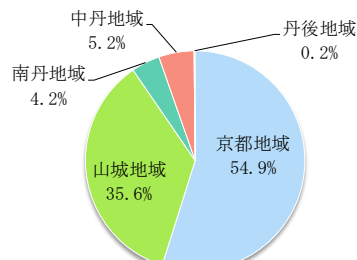
性別

男性：203人
女性：407人
無回答：6人



年齢

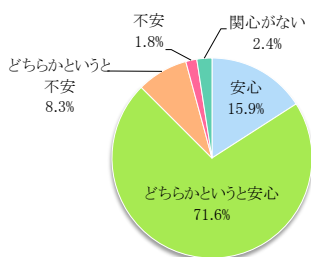
～29歳：16人
30～39歳：88人
40～49歳：178人
50～59歳：151人
60～69歳：102人
70歳～：81人



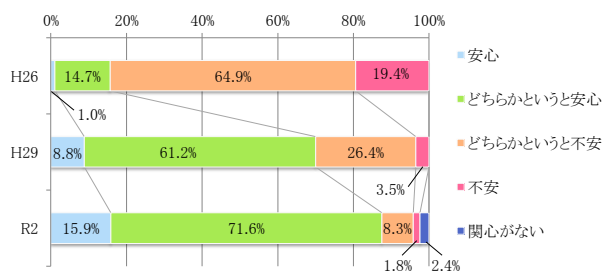
居住地域

京都地域：338人
山城地域：219人
南丹地域：26人
中丹地域：32人
丹後地域：1人

設問1 京都府の食の安心・安全について、どのように感じていますか。



安心：98人
どちらかといえば安心：441人
どちらかというど不安：51人
不安：11人
関心がない：15人



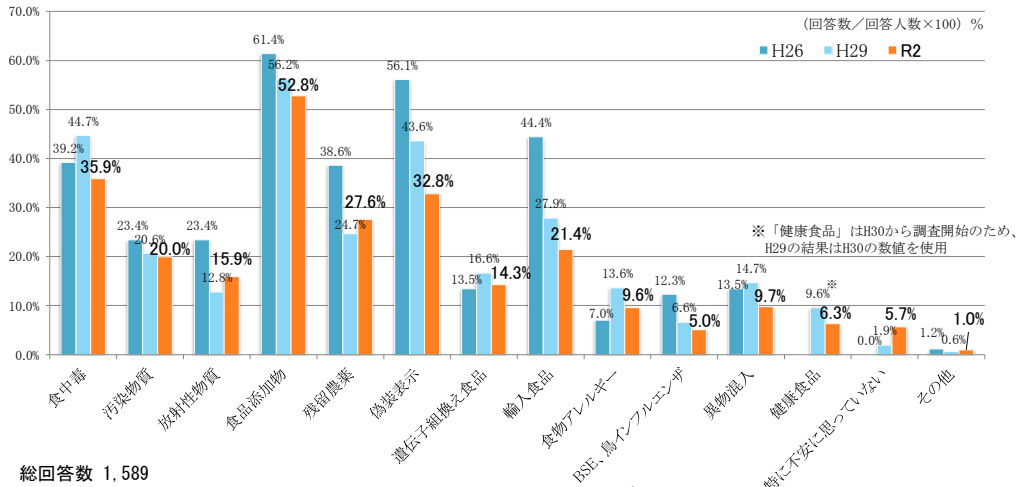
経年比較

(H26：第4次計画策定前年、H29：第5次前年、R2：第6次前年)

➤ 「不安」「どちらかといえば不安」の理由

- ・安全基準がわからないところが不安
- ・食中毒などは自分で気をつけられるが、食品汚染や残留農薬、偽造表示に関しては自分では守りきれない
- ・輸入食品など増えた
- ・ラベルが信用できない
- ・具体的に京都府がどういう取り組みをしているのかわからない
- ・加工生産現場の確認や配送や保存について、販売まで安全に管理されているのか分らない
- ・食は身近であるが、正しい情報だけを入手することは難しい

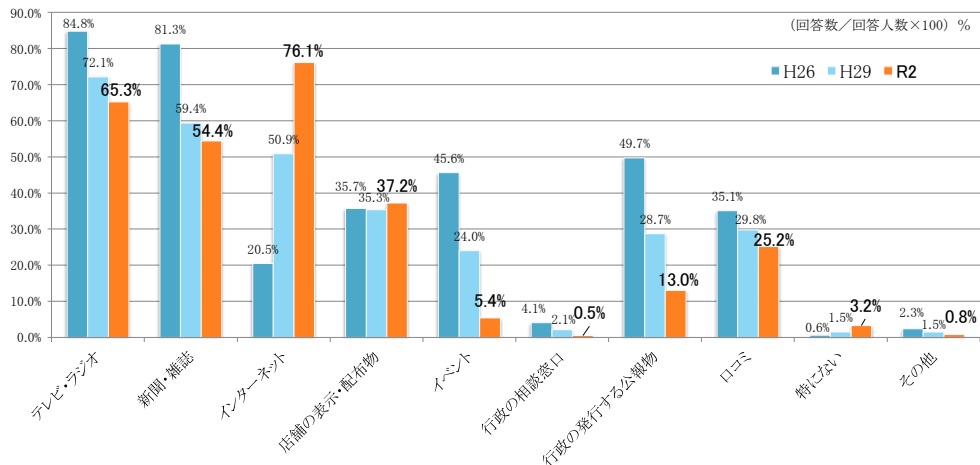
設問2 食品の安全について、あなたが特に興味をもっていることは何ですか。(3つまで回答可)



総回答数 1,589

食中毒 (O157、ノロウイルスなど)	: 221	輸入食品	: 132
汚染物質 (メチル水銀、カドミウムなど)	: 123	食物アレルギー	: 59
食品中の放射性物質 (放射性セシウムなど)	: 98	BSE、鳥インフルエンザ	: 31
食品添加物	: 325	食品への異物混入	: 60
残留農薬	: 170	健康食品	: 39
偽装表示 (産地、原材料、賞味期限など)	: 202	特に不安に思っていない	: 35
遺伝子組換え食品	: 88	その他	: 6

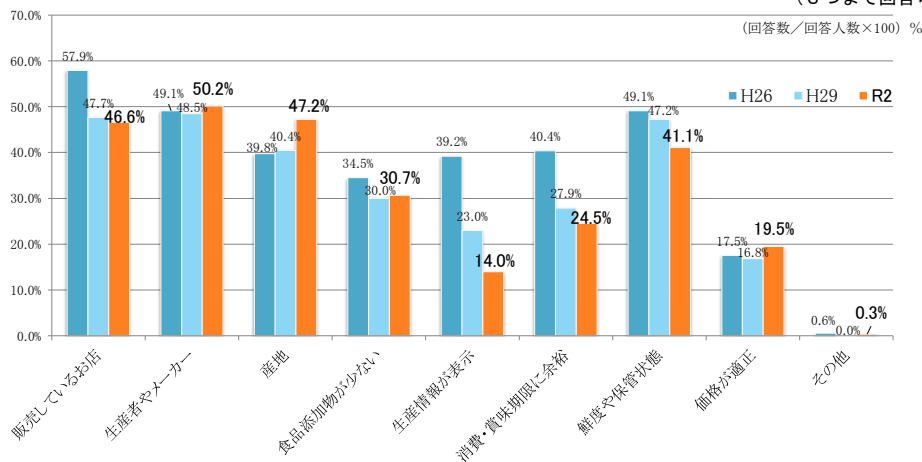
設問3 あなたは、食品の安全に関する情報について、どこから得ることが多いですか。(複数回答可)



総回答数 1,731

テレビ・ラジオ	: 403	行政の相談窓口	: 3
新聞・雑誌	: 335	行政の発行する広報物	: 80
インターネット (SNS、HP、ブログなど)	: 469	口コミ (友人・家族・従業員など)	: 155
スーパーや小売店、宅配などでの表示や配布物	: 229	特にない	: 20
講演会・シンポジウムなどのイベント	: 33	その他	: 5

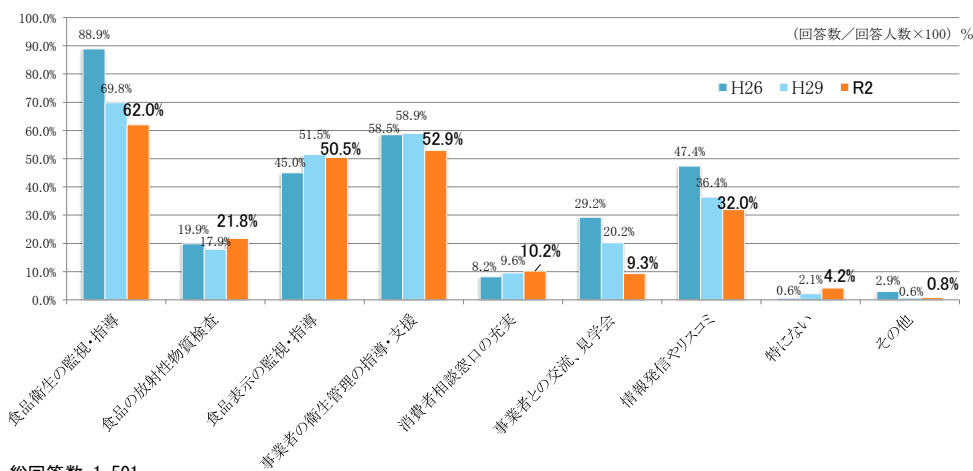
設問4 あなたは、食品を購入する時に、食品の安全についてどのような点を考慮していますか。
(3つまで回答可)



総回答数 1,688

販売しているお店が信頼できること	: 287	消費期限や賞味期限に余裕があること	: 151
生産者やメーカーが信頼できること	: 309	鮮度や保管(保存)状態が良いこと	: 253
産地	: 291	価格が適正であること	: 120
使用されている食品添加物が少ないこと	: 189	その他	: 2
生産者の名前など生産の情報を表示していること	: 86		

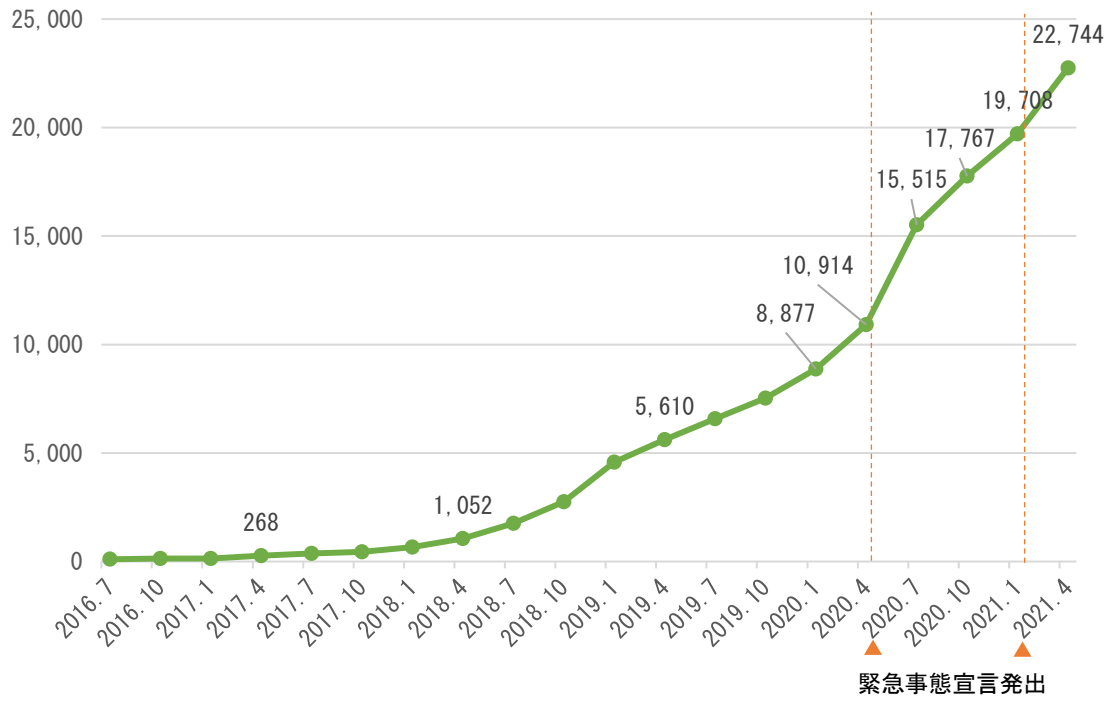
設問5 食品の安心・安全を高めるために、京都府がさらに強化すべき取組は何だと思いますか。
(3つまで回答可)



総回答数 1,501

残留農薬や食品添加物の検査などの食品衛生の監視・指導	: 382	消費者と食品事業者の交流会や食品工場の見学会などの開催	: 57
食品の放射性物質検査	: 134	消費者へのわかりやすい情報発信やリスコミュニケーションの推進	: 197
食品表示の監視・指導	: 311	特にない	: 26
食品工場や売り場など事業者の衛生管理の指導・支援	: 326	その他	: 5
消費者相談窓口の充実	: 63		

京都府食の府民大学講座視聴数



毒

有毒植物に要注意

資料3

山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより、**食中毒**が発生しています。有毒植物による食中毒で、**死者も発生**しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は

絶対に

採らない! 食べない!

売らない! 人にあげない!

- ⚠ 家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう。
- ⚠ 山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜狩りなどをするとき、一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。

<食用と間違いやすい有毒植物の例>

スイセン 及び スノーフレーク



スイセン

スノーフレーク
(スズランスイセン)

【中毒症状】

食後30分以内で、吐き気、嘔吐、頭痛など。
(スイセンでは、悪心、下痢、流涎、発汗、昏睡、低体温などもある。)

【間違いやすい植物】

・ニラ など
(スイセンは、ノビルやタマネギにも間違われやすい)

バイケイソウ



芽出し期のバイケイソウ

【中毒症状】

嘔吐、下痢、手足のしびれ、めまいなどの症状が現れ、死亡することもある。

【間違いやすい植物】

・オオバギボウシ(ウルイ)、ギョウジャニンニクなど

イヌサフラン



【中毒症状】

嘔吐、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。重症の場合は死亡することもある。

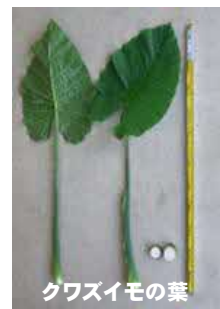
【間違いやすい植物】

(葉)
・ギョウジャニンニク
・ギボウシ と類似。
(球根)
・ジャガイモ
・タマネギ など

クワズイモ



クワズイモの根茎



クワズイモの葉

【中毒症状】

悪心、嘔吐、下痢、麻痺、皮膚炎など

【間違いやすい植物】

・サトイモ

野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！
見分けに迷ったら、食べないでください！

過去10年間の有毒植物による食中毒発生状況（平成23年～令和2年）

植物名	間違えやすい植物の例（「 自然毒のリスクプロファイル 」より）	事件数	患者数	死亡数
スイセン	ニラ、ノビル、タマネギ	62	207	1
ジャガイモ	※親芋で発芽しなかったイモ、光に当たって皮がうすい黄緑～緑色になったイモの表面の部分、芽が出てきたイモの芽及び付け根部分などは食べない。	18	285	0
チョウセンアサガオ	ゴボウ、オクラ、モロヘイヤ、アシタバ、ゴマ	13	36	0
バイケイソウ	オオバギボウシ、ギョウジャニンニク	18	40	0
クワズイモ	サトイモ	17	40	0
イヌサフラン	ギボウシ、ギョウジャニンニク、ジャガイモ、タマネギ	17	24	10
トリカブト	ニリンソウ、モミジガサ	9	17	3
コバイケイソウ	オオバギボウシ、ギョウジャニンニク	4	9	0
ヨウシュヤマゴボウ	ヤマゴボウ	4	4	0
観賞用ヒョウタン	ヒョウタン	3	20	0
ハシリドコロ	フキノトウ、ギボウシ	3	8	0
キダチタバコ	カラシナ、カラシ	1	3	0
ユウガオ	ヒョウタン、※まれに高ククルビタシン含量のユウガオによる中毒もある。苦みの強いものは摂食しない方がよい。	3	9	0
スノーフレーク	ニラ	2	5	0
ヒガンバナ	ニラ、ノビル、タマネギ	1	2	0
タガラシ	セリ	1	1	0
その他（ タマスダレ 、 ヒメザゼンソウ 等）		9	58	0
不明		5	25	0
合計		190	793	14

自然毒のリスクプロファイル

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html

- **毒キノコにも、ご注意ください！**
→ [毒キノコによる食中毒に注意しましょう](#)
- **代表的な有毒植物及び毒キノコの特徴については**
→ [「自然毒のリスクプロファイル」](#)をご覧ください。
- **一部地域で、山菜から基準値を超える放射性物質が検出されています。**
→ 山菜狩りをする場合は、[放射性物質のモニタリング検査結果や出荷制限などの情報](#)をホームページ等で、確認してください。
→ 林野庁ホームページ「[山菜採取にあたっての留意点](#)」

食品衛生法が改正されました

令和3年6月1日施行

- 食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止するための法律です。
- 食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年に改正を行いました。周知や経過措置の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行します。
- 営業許可申請、営業届出、リコール情報の報告はオンラインでの手続きが可能です。（詳細は裏面）

ハサップ

“HACCPに沿った衛生管理”を制度化



一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則として全ての食品等事業者に求めます。衛生管理計画を作成し、実施状況の記録を保管してください。

小規模営業者等は、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができます。

HACCP（ハサップ）

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法

“営業許可制度”の見直しと“営業届出制度”の創設



営業許可制度の見直し

食中毒等のリスクや、食品産業の実態を踏まえ、営業許可が必要な業種の見直しを行いました。既存の営業者には業種に応じて、経過措置があります。

経過措置（例）

- ・新たに営業許可業種となる業種の営業者で、令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は、営業許可の取得に3年の猶予期間があります。
- ・既存の営業許可は期限まで有効です（下記の届出業種となる場合は届出不要です）。

営業届出制度の創設

HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう、営業の届出制度を創設しました。

「許可営業」と「届出対象外営業」以外の営業を営んでいる場合には、管轄の保健所に営業届出を行ってください。なお、許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です。

経過措置（例）

- ・令和3年6月1日時点で営業している営業者の方は令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。

食品等の“リコール情報”の報告を義務化



営業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告を義務化しました。営業者は、回収に着手した旨、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。

届出された情報は一覧化してホームページ等で公表されます。

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

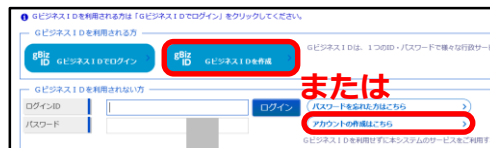
G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常アカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

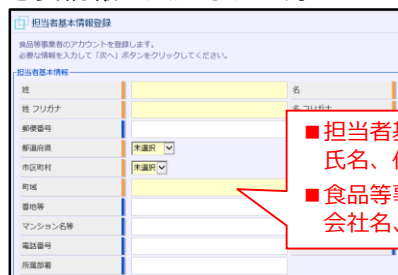
① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



Step 2 各種申請（届出）の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 目的の項目を選択



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

③ 必要情報を入力

【システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



第4次京都府食育推進計画を策定しました！

令和3年3月31日
京都府農林水産部農政課

京都府では、国の第4次食育推進基本計画を基本に、これまでの食育に関する取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度からの食育推進の基本的な方針と施策、数値目標等を示した「第4次京都府食育推進計画」を新たに策定しました。

本計画では、「つなげる、京都。つづける、食。」を基本理念に掲げ、府民の皆様が食への正しい知識を持ち、朝食摂取や主食・主菜・副菜の組み合わせなど主体的な行動に繋げることができるよう、多様な関係者と連携し、食育の取組を府民運動として推進します。京都ならではの食材・食文化を通じた食への関心を高める取組や、ICTの効果的な活用など新たな日常における食育の取組など、工夫を凝らした内容としていますので、広く府民の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

1 策定の趣旨

食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により、食育の推進に関する施策についての計画を定めるもので、現在の「第3次京都府食育推進計画」が令和2年度末で計画期間が満了することから、令和3年度からの計画として策定するものです。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3 計画の概要

(1) 基本的な方針

家庭、学校、地域など多様な関係者との連携のもと、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進し、より効果的に実施するため、京都ならではの和食文化を通じた食育への関心の向上や新しい生活様式・新たな日常に対応した取組を進めていきます。

(2) 施策の展開

- 多様な主体による食育の推進
 - ・ 家庭における食育の推進
(健康寿命延伸につながる食育の取組、若い世代への朝食摂取等の啓発)
 - ・ 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進
(体系的・継続的な食の指導の充実、給食を活用した食育の推進)
 - ・ 地域における食育の推進
(市町村や地域が連携した食環境整備、中食や外食、職場等、食へのアクセスの充実)
- 食育の効果的な推進のための取組
 - ・ 食育への関心の向上
(地産地消、和食や郷土料理など食文化を身近に感じる取組の推進)
 - ・ 新しい生活様式・新たな日常への対応
(WITH コロナ社会の暮らしの変化に応じた食育の推進、ICTを活用した学びの場の提供)

※「第4次京都府食育推進計画」の本文は、京都府ホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/suishin-plan.html>)



(裏面へ)



4 策定の経過と主な検討内容

各分野の専門家や実践者等からなる京都府食育推進懇談会や、府民の皆様の御意見をもとに検討を重ね、策定しました。

年月日	主な検討内容
令和2年8月6日	第1回京都府食育推進懇談会開催 食育の現状と課題等について意見交換
令和2年10月12日	第2回京都府食育推進懇談会開催 施策の展開等について意見交換
令和2年12月18日	第3回京都府食育推進懇談会開催 骨子(案)について意見交換
令和2年12月22日～ 令和3年1月11日	京都府民意見提出手続(パブリックコメント)実施 意見提出件数 27人(団体)から97件 ※これに対する京都府の考え方については、京都府ホームページに掲載 http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/suishin-plan.html
令和3年2月25日	第4回京都府食育推進懇談会開催 最終(案)について意見交換
令和3年3月31日	第4次京都府食育推進計画策定

(参考)食育推進懇談会委員

区分	氏名	職名等
学識 経験	○ <small>いまさと しげる</small> 今里 滋	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
	<small>くろだ やすふみ</small> 黒田 恭史	京都教育大学教育学部数学科 教授
	<small>こぎりま みほ</small> 小切間 美保	同志社女子大学生生活科学部食物栄養科学科 教授
	<small>さとう よういちろう</small> 佐藤 洋一郎	京都府立大学文学部和食文化学科 特別専任教授
家庭	<small>さこう みやこ</small> 酒向 美也子	京都生活協同組合組織運営部 統括マネージャー
学校 保育所 幼稚園	<small>こにし ひでき</small> 小西 秀紀	京都府学校給食研究会 会長
	<small>ささき あきこ</small> 佐々木 顕子	京都府公立幼稚園・こども園教育研究会 会長
地域	<small>うめじ ようこ</small> 梅地 洋子	京都府食生活改善推進員連絡協議会 会長
	<small>たなか まり</small> 田中 まり	きょうと食いく先生
栄養健康	<small>くまがい さちえ</small> 熊谷 幸江	公益社団法人京都府栄養士会 会長
生産流通	<small>ふくい ゆき</small> 福井 有紀	京都府農業協同組合中央会 総合企画部総合企画課 課長
企業	<small>やました やすお</small> 山下 泰生	株式会社堀場製作所 執行役員

※敬称略区分別五十音順、職名等は令和3年3月現在

※○は座長

【問い合わせ先】 京都府農林水産部農政課
参事 渡邊 昌英 (075-414-5656)

味の素(株)・イオンリテール(株)・京都女子大学・京都栄養医療専門学校・京都市との連携による「朝食ラブ®キックオフ店舗企画」について (概要報告)

令和3年4月
農政課

令和3年3月策定「第4次京都府食育推進計画」の推進にあたり、若い世代における朝食喫食率向上を目指して、きょうとの食育サポート企業である味の素株式会社、京都女子大学、京都栄養医療専門学校、京都市と連携して、オリジナル朝食レシピ冊子「朝食ラブ®レシピブック」を作成し、イオンスタイル京都桂川にてキックオフ店舗企画を実施しましたので御報告します。

1 日 時 令和3年4月4日(日) 午後1時から3時

2 場 所 イオンスタイル京都桂川 1階 惣菜側通路

3 主 催 味の素株式会社

4 内 容

若い世代を中心とした朝食摂取の啓発として、大学生考案レシピが掲載の「朝食ラブ®レシピブック」の配付、同レシピブックに掲載のメニュー展示と投票、朝食に関するクイズ、アンケートを実施。

5 参加者 京都府民

6 報道関係対応

業界紙：(株)日本食糧新聞社、(株)食品新聞社、(株)帝国飲食料新聞社、(株)日刊経済通信社

テレビ：読売テレビ放送(株) 5/5(水) 11:25~11:30 MONOモノ倶楽部

テレビ大阪(株) 4/27(火) 9:27~9:30 たこるの耳より情報

関西テレビ(株) 未定

7 結 果

新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、朝食の大切さや第4次京都府食育推進計画を周知できた。朝食レシピなどの展示を興味深く見学される方も多く、アンケートは178名から回答をいただくなど、朝食や日頃の食生活を振り返る機会を提供できた。

8 今後の取組

今回の参加者アンケート結果を分析し、今後の朝食啓発の取組に活かします。

京都府内の他の量販店(株)さとう、(株)マツモト)においても取組を実施する予定であり、別途伺います。引き続き、地域の各種団体と連携し、「第4次京都府食育推進計画」の推進のため、小・中学生の朝食摂取率向上等に向けた取組を進めます。





海の京都

初夏の味覚 「丹後とり貝」出荷開始！



京マークは登録商標です

令和3年4月12日
京都府農林水産部流通・ブランド戦略課
京都府農林水産部水産課
京都府水産事務所

「海の京都」の代表的なブランド「丹後とり貝」が4月15日（木）から出荷されますのでお知らせいたします。

「京のブランド産品」に認証されている「丹後とり貝」は、一般に出回るトリガイに比べて大型で甘みがあり、高級食材として高い評価を得ています。

春から初夏の食材としてお楽しみいただける逸品を、府民の皆様幅広く知っていただくため、初出荷の様子を御取材（希望日時：4月15日午後1時30分～ 場所：舞鶴市場）いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 出荷期間

令和3年4月15日（木）から6月末頃まで

[出荷開始当日は、午後1時30分から舞鶴市場で出荷準備作業を予定]

※なお、舞鶴市場においては新型コロナウイルスの発生状況に鑑み、市場内へは関係者以外立入禁止措置を講じています。取材いただける場合には、市場外にて出荷現品を準備し、対応させていただきます。

2 出荷先

地元市場（舞鶴、宮津）から、地元及び東京や大阪などの消費地へ出荷

※ほぼ例年並みの20万個の出荷を予定しています

3 生産場所

舞鶴湾（舞鶴市）、栗田湾（宮津市）、宮津湾（宮津市）、久美浜湾（京丹後市）

4 出荷規格

殻付き重量（全重量）100g以上の大型トリガイ

5 その他

- ・舞鶴市、宮津市及び京丹後市では、「丹後とり貝」が食べられる店舗をチラシや観光HPで紹介
- ・「丹後とり貝」プロモーション事業（令和2年4月府補正予算）の成果を踏まえ、有名飲食店向けの料理レシピ提供等の情報発信により新規販路開拓に繋げる予定

（参考）「丹後とり貝」について

- 平成20年に、水産物として初めて「京のブランド産品」に認証
- 平成21年度に地域団体商標に登録
- 京都府農林水産技術センター海洋センターで生産された稚貝（種苗）を漁業者が海面の筏から垂下したコンテナ内で約1年間育成
- 種苗生産技術・育成技術が確立されているのは、全国で京都府のみ
- 出荷にあたっては、貝毒やノロウイルス等の検査を定期的に行い、安全を確保



左：丹後とり貝 右：一般的なトリガイ

<問合せ先>

京都府水産事務所 海のにぎわい企画課（丹後とり貝に関すること）
課長補佐兼係長 久門、主査 道家 TEL：0772-25-3030

京都府漁業協同組合（出荷先及び販売促進PRに関すること）
組織部 指導課長 千賀 TEL：0773-77-2202
販売部 部長 中西、販売課係長 藤崎 TEL：0773-75-1111

京都府 農林水産部 流通・ブランド戦略課（京のブランド産品に関すること）
課長 蘆田、主幹兼係長 塩見 TEL：075-414-4941





海の京都

「海の京都」の初夏の味覚を先取り！ 「丹後の海 育成岩がき」出荷開始

令和3年4月12日
京都府水産事務所

「丹後の海 育成岩がき」の今シーズンの出荷が4月15日（木）から始まりますので、お知らせします。

「丹後の海 育成岩がき」は、天然イワガキに比べ、身入り（殻を含めた重量に占める可食部の重量割合）が約1.5倍と大きく、食べ応えがあります。濃厚でクリーミーな味わいが特徴で、海の京都エリアを代表する初夏の味覚です。

1 出荷期間

令和3年4月15日（木）から8月中旬頃まで

〔京都府漁業協同組合が開設する「舞鶴市場」（舞鶴市字下安久）にて、
午後1時30分から出荷準備作業を開始予定〕

※ なお、舞鶴市場においては新型コロナウイルスの発生状況に鑑み、市場内へは関係者以外立入禁止措置を講じています。取材される場合には、市場外にて出荷現品を準備し、対応させていただきます。

2 出荷先

地元及び全国の中央卸売市場等へ出荷

〔生産量は昨年並（昨年度は、約16万個出荷）〕

3 生産場所

舞鶴湾、栗田湾、久美浜湾など

〔育成期間は3～4年〕



広報内容の詳細については、以下までお問い合わせ下さい

○育成岩がきに関すること

京都府水産事務所 海のにぎわい企画課

課長補佐兼係長 久門、主査 道家

TEL：0772-25-3030

○出荷に関すること

京都府漁業協同組合 販売部 販売課

部長 中西、販売課 課長役 倉、係長 坂野

TEL：0773-75-1111



Good food, Good life



京都府

2021年5月21日(金)

ネスレ日本株式会社

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課, 農産課

科学的な研究活動を通じて新たに発見された「抹茶のチカラ」を発表 「抹茶と健康研究会 第二回公開セミナー」のご案内

日時： 2021年5月28日(金) 14:00～15:00 (受付開始13:30)

開催形式： オンライン・ライブ配信で行います。※視聴URLはお申し込み後にお知らせいたします。

ネスレ日本株式会社(本社：兵庫県神戸市、代表取締役 社長 兼CEO：深谷 龍彦)と京都府(知事：西脇 隆俊)は、2016年11月に締結した「宇治抹茶の振興に関する連携協定」の取組の一環として設立した「抹茶と健康研究会」の助成研究によって新たに発見された、抹茶飲用による健康機能について発表する場を設けます。

近年、「抹茶」商品が日本国内外で幅広い世代に根強い人気となる一方で、抹茶を用いた健康効果に関する研究はわずかしかないというのが実情でした。2019年3月の初開催に続き二回目となる当公開セミナーでは、抹茶とはどのような飲料なのかという基本情報から、最新の科学的な研究活動を通じて明らかになった健康効果や抹茶の魅力について、専門家をお招きして発表致します。

ご多忙中と存じますが、是非ともご取材いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

当セミナーは「オンライン・ライブ配信」で実施いたします。取材をご希望される場合は、**5月27日(木)17:00までに、FAXもしくはEメールにて、ご返信をお願いします。**
ご返信をいただいた方へのみ、5月27日(木)中に視聴URLをご案内いたします。

<概要>

- 名称 抹茶と健康研究会 第二回公開セミナー
- 登壇者
近藤 和雄 お茶の水女子大学 名誉教授
山本(前田)万里 農業・食品産業技術総合研究機構 食品研究部門 主席研究員
青井 涉 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 栄養科学研究室 准教授
久恒 辰博 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端生命科学専攻 准教授
水谷 健一 神戸学院大学大学院 薬学研究科 幹細胞生物学研究室 特命教授
福島 洋一 ネスレ日本株式会社 ウエルネスコミュニケーション室 室長
- 内容
基調講演 「抹茶のチカラ 健康効果の検証・最前線！！」
助成研究者発表
「スポーツ・健康領域における抹茶の有用性（スポーツと抹茶、ヒト試験）」
「高齢者の認知機能向上と抹茶の関連性（認知機能と抹茶、ヒト試験）」
「加齢に伴う脳の毛細血管の減少・機能不全と抹茶の関連性（脳血管と抹茶）」

【本件に関するお問い合わせ】

ネスレ日本株式会社 メディアレレーションズ室 TEL: 078-230-7050
小川 直子 携帯: 090-5827-3477 Email: Media.Relations@jp.nestle.com

「抹茶と健康研究会 第二回公開セミナー」参加申し込みについて
ご出席いただける方は、必要事項を記入し、E-mailでご返信をお願いいたします。

Email: Media.Relations@jp.nestle.com

ネスレ日本株式会社 メディアレーションズ室 担当: 小川

オンライン・ライブ配信
「抹茶と健康研究会 第二回公開セミナー」
日時: 2021年5月28日(金)

ご返信期日: **2021年5月27日(木)17:00まで**

■ 必要事項

- ・貴社名
- ・貴媒体名／番組名
- ・部署名
- ・お名前
- ・電話番号
- ・E-mailアドレス

※当日の配信URLをお送りするため、E-mailは必ずご記入ください。

【本件に関するお問い合わせ】

ネスレ日本株式会社 メディアレーションズ室 TEL: 078-230-7050
小川 直子 携帯: 090-5827-3477 Email: Media.Relations@jp.nestle.com

令和2年度第2回食の安心・安全審議会(令和3年3月18日)における意見及び府の対応

協議事項(1) 第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和3年度施策の目標について(参考として令和2年度施策の実績見込を掲載)(資料1-1、1-2)

行動計画	項目	御意見の要旨(審議会後の御意見を含む)	審議会時の府の回答	府の対応	担当課
全般	コロナ禍への対応・評価	研修会等では、開催回数は少なくなっても、オンライン化や動画視聴など工夫されている。動画再生回数など、新たな評価指標を検討してはどうか。	実績による効果として、研修会等は理解度アンケート結果等を評価指標とします。動画再生回数等、新たな評価指標を検討します。 目指す姿の文言を整理・確認します。	理解度の確認として、アンケート結果等による評価を基本としますが、動画の活用により開催した場合は、動画再生回数等、実施内容に応じた評価方法を検討します。	全課
		目指す姿について、③知識や意識の向上、④④意識の向上、⑤選択力の向上等の違いと評価方法はどうか。行動計画に取り組んだ結果として、目指す姿がどのように達成されたかが大切	補足:令和元年度から3月の審議会では年度末見込数値であるため、「取組内容・実績」のみを報告し、「実績による効果」は年度末数値の確定後、翌年の審議会で報告することとしています。		
		コロナ禍による研修等の対応はどのようにしているか。オンラインでZOOM等が活用されているが、関心度や効果はどうか。	対面の研修会では広い会場で感染症対策を徹底し実施しました。オンライン開催では、距離や時間を問わないため、幅広く多くの方に参加いただけました。一方、オンラインに不慣れな方には、参加のハードルとなるので、周知の工夫をしていきます。	動画視聴(YouTube)による開催を行った研修会では、感染予防ができて良かったことや聞き逃したところも繰り返し再生可能であることなどについて前向きな意見がありました。今後とも、研修会の内容や参加者の規模等に応じて、集合形式、オンライン又はその両方の形式での開催を検討します。	全課
2、5	HACCP研修会	令和3年6月にHACCPが義務化されるため、現状の計画は、研修会開催は令和2年度までとなっているが、対応に悩まれている小規模事業者も多いのではないか。丁寧な対応をお願いする。 また、農家は野菜を漬物に加工するとHACCPの対象となり、同様に対応が必要	保健所の相談対応を引き続き行うとともに、計画の記載方法を検討します。	引き続き、「HACCPに沿った衛生管理」を含む法改正の内容について研修会等での周知を行います。 平成30年度策定時の計画では、令和3年度における目標実施回数を設定していませんでしたので、追加の取組として前2か年と同様に25回を目標数値として追記しました。 農林水産物直売所等を対象に行う、販売力強化のための実践的な研修会に合わせて、HACCPや食品表示等の新しい制度についても周知します。	生活衛生課 流通・ブランド戦略課
8	自主的な残留農薬分析	⑧「自主的な残留農薬分析」では、検査数の考え方はどのように設定され、検査結果はどうか。	自主検査に取り組む団体に確認して回答します。 別途、府においては⑧「食品衛生法に基づく食品等の取組検査」の取組で、流通する野菜などを検査しており、令和2年度実績(99検体)で基準値の超過はありません。	府内農業団体が、府内産農産物の安全性を確保するため、市場に出荷する前の府内産農産物を品目、産地、出荷時期、出荷量等を考慮して検体を集め、残留農薬の分析を実施しました。 今年度の出荷前検査では、1検体で基準値超過が認められたため、当検体を栽培していたほ場の作物は全て破棄し、市場への出荷を止めることができました。併せて、再発防止に向け、農薬の適正使用を徹底するよう指導しました。	農産課
		自主検査における基準値超過について、検出された農薬の使用実態、農薬使用の記録により原因が分かり、農家、消費者に対し、正確な広報ができ安全・安心な農作物の供給につながると思われる。	-	これまでから農業者には、農薬を使用した場合、生産履歴や農薬受払簿への記帳を指導しています。ご指摘のとおり原因の究明や対策を講じるためにも、今後一層記帳の徹底を推進します。 また、自主検査の状況等を京都府HPに掲載し、安全・安心な農作物の供給状況について、府民への情報発信に努めます。	農産課
6、7、19、22	農薬の研修、指導	研修等により、農家、消費者に農薬の安全性評価、農薬登録制度の詳細を指導し、農薬の使用法の遵守、正確な記録(トレーサビリティ)を徹底し、検出された原因を説明できることが重要	-	毎年、農薬講習会を開催し、農薬の適正使用等の研修を実施しています。本研修は農薬関係者に限定していませんので、消費者も参加しやすい周知方法を検討します。 また、安全性評価や農薬登録制度については、講習会の項目として検討します。	農産課

14	ボランティア向け食の安全講習	実績にある食生活改善推進員の他、実際に動いている様々なボランティアの方へも周知されたい。	様々な団体に動いていただいております。可能な団体から情報共有しています。今後も周知を進めます。	同左	農政課、健康対策課、生活衛生課
20	鳥インフルエンザ	今年、国内で鳥インフルエンザが発生している中、スーパーで安全に問題がない等の表示がないが、説明や表示はされているのか。	発生農業の鶏や卵は全て処分しており、安全なものが市場に出るので、心配はありません。なお、鳥インフルエンザに感染した鶏の肉や卵を食して感染した事例はなく、府HPで食べても安全と表記しています。再度、表記や説明を徹底します。	府のHP掲載も分かりやすく工夫するとともに、国内で発生があっても安心・安全な畜産物であることの啓発パンフレットを作成し、生産者から流通業者や販売店を通じて消費者へ情報を提供できるような検討します。	畜産課
41、42	食の安心・安全の考え方	④、「食べ残しゼロ推進店舗の登録拡大」は、食の安心・安全行動計画として適当なのか。	第5次計画において、食品ロスは食を大切にすること意識の向上に向けた計画の1つとしています。次期6次計画は食の安全に絞って策定すべきかを検討・整理し、改めてお示しします。	次期第6次の「京都府食の安心・安全行動計画」の所掌範囲については、安全な食品の生産・製造、食品に関する検査・監視、消費者・食品関連事業者と行政の相互理解に向けた取組など、食の安心・安全に関する事項とする方向で検討を進めたいと考えております。一方、食文化継承の取組は食育推進計画、食品ロス削減の取組は令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画において所掌されており、これらの計画との役割分担を整理してまいりたいと考えております。	全課、循環型社会推進課

協議事項（2）第6次食の安心・安全行動計画（令和4年～6年度）の策定について（資料2）

資料	項目	御意見の要旨	審議会時の府の回答	府の対応	担当課
P.5	食の安心・安全の考え方	審議会の「食の安心・安全」という名称は、審議会発足時と状況が異なる中で適切か。対象が食の安全以外の食全般になってきていないか。	食の安全に限らず、幅広く「食を取り巻く現状」を記載しています。次期6次計画は食の安全に絞って策定すべきかを検討・整理し、改めてお示しします。	次期第6次の「京都府食の安心・安全行動計画」の所掌範囲については、安全な食品の生産・製造、食品に関する検査・監視、消費者・食品関連事業者と行政の相互理解に向けた取組など、食の安心・安全に関する事項とする方向で検討を進めたいと考えております。一方、食文化継承の取組は食育推進計画、食品ロス削減の取組は令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画において所掌されており、これらの計画との役割分担を整理してまいりたいと考えております。	全課
P.5	食を取り巻く現状	インターネット販売、フードバンク、フードドライブ等、様々な経路で動く食品の安全について配慮が必要	食を取り巻く現状の御意見として承知しました。	インターネットや広域流通する食品への対応については、引き続き、国や他自治体と連携して監視指導を行います。	生活衛生課、消費生活安全センター、循環型社会推進課、農政課他
		リスクコミュニケーションが実施されているが、食について関心の高い人の参加が多い。人生100年時代の健康保持のため、減塩、健康食品による健康被害、ゲノム編集食品について、府民が誰でも参加しやすく理解できる場が必要		引き続き、社会情勢の変化や消費者の需要に応じたりスクミ等を行います。府民が誰でも参加しやすく理解できる取組とします。健康食品等の利用に関する講習会は、出前語らい・専門職員派遣により、府内各保健所及び保健環境研究所において実施しています。	健康対策課、生活衛生課、薬務課、農政課他
		輸入食品の安全確保は基本的には国が対応し、府の対応はあまりないのではないのか。		輸入食品については、国(検疫所)による水際対策が基本となりますが、実際に府内に流通する輸入食品の収去検査を行うことで、より確実に違反食品の排除のための措置を講じることができ、もって府民の安全確保をより担保することができます。	生活衛生課
	ハラール、ベジタリアン等は基準が曖昧で、国や人によっても基準が異なるため、京都版としての認定が必要ではないか。		過去のインバウンド研修は、ハラール等について、飲食店等が食材等の情報を発信することで、利用者が選択できることが大切という趣旨で開催しています。また、食に関する習慣は多様であることから府で基準を示すことは考えていません。	農政課	

P.5	食を取り巻く現状	「4 物流の国際化・価値観の多様化」のSDGs、食品ロス削減、エシカル消費、水産資源管理は、時代が進み持続可能な社会に向けて取り組む課題として認識され、広く行政、企業等々で取り組まれている。「物流の国際化・価値観の多様化」と捉えるのではなく、例えば「持続可能な社会の実現の視点」とし、その中に水産エコラベルが含まれると思われる。	-	SDGs、食品ロス削減等は、「国際化・価値観の多様化」に限らず、「持続可能な社会の実現の視点」として捉え、水産エコラベルも含め「食を取り巻く現状」の項目を整理します。	全課
P.6 必要な 取組	33、37、38 食の府民大学、情報発信	消費者にとって、食の安全をはじめとした食に関する行政からの正確な情報は重要です。農業等の事業者研修においても、復習が可能で理解レベルの向上が期待できる動画配信を活用してはどうか。これらのように「食の府民大学」の講座数の増加、内容の充実など動画を重要な位置付けとしてはどうか。また、広報、情報発信については、従来の関連団体等へのお知らせから、必要とする個人が情報を取りに行くように変化していることや、インターネットでの食品購入は消費者力が必要なことを踏まえると、HPの整備も重要。京都府のHACCP漫画、カレンダーも良い取組であるが、浜松市のHACCP動画は検索上位の良い事例。	-	社会情勢に応じた正確な情報発信を行います。「食の府民大学」、YouTubeによる動画配信、HP等を通じて、誰もが容易に利用できる方法を検討します。	全課
	33、34 協働サポーター、ヤングサポーター	食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターの活躍を期待するのであれば、有償を検討してはどうか。	-	食の安心・安全の協働サポーター、ヤングサポーターについては、食の安心・安全の知識を広く気軽に情報交換いただくため、ボランティアでの取組としています。有償での活用について、御意見として承知しました。	農政課、消費生活安全センター
	地球温暖化、SDGs	地球温暖化による異常気象や災害等の対策も必要だが、食を通じたエネルギーの地域循環、環境教育や地産地消もCO2排出抑制において重要視されている。また、SDGsに沿った政策を作る流れも流行しており、検討してはどうか。	-	次期6次計画に向けて、食の安心・安全の範囲や第4次食育推進計画、令和3年度策定予定の食品ロス削減推進計画や府の他計画との役割分担の整理を検討します。SDGsを踏まえた考え方についても検討します。	全課

報告事項

- (1) 令和3年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について（資料3）
- (2) 令和2年度京都府の食の安心・安全に係る取組について（資料4-1）
- (3) 令和2年度京都府の食に係る取組について（資料4-2）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況について（資料5）

資料	項目	御意見の要旨	審議会時の府の回答	府の対応	担当課
資料3 P.16	遺伝子組換え食品	遺伝子組換え食品はどのような検査をしているのか。	遺伝子組換え食品は表示義務があります。府内で流通している遺伝子組換え表示のない食品を収去し、大豆、とうもろこしの遺伝子組換えで生じる物質が入っているかを検査します。	令和3年度も引き続き遺伝子組換え食品に係る検査を行います。	生活衛生課
		遺伝子組換え食品の検査について、遺伝子組換えで生じる物質の検査の詳細はどのような内容か。遺伝子組換えの食品表示について、生産者、消費者への周知を徹底されたい。	-	遺伝子組換え食品の検査については、PCR検査により、組換え遺伝子を検出する方法で実施しています。大豆は、Roundup Ready Soybean、Liberty Link Soybean及びRoundup Ready2 Yieldの3種類。トウモロコシは、CBH351の1種類について検査しています。さらに詳細な技術情報は、生活衛生課にご相談ください。 食品表示については、引き続き、国と連携して、事業者、消費者が必要な情報を入手しやすいよう工夫して周知を行います。	生活衛生課